## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2020年2月18日

【計算期間】 第22期(自 2018年11月20日 至 2019年11月19日)

【ファンド名】 インベスコ 欧州エクイティファンド

【発行者名】 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 塚本 直樹

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階

【電話番号】 (03)6447-3087

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

#### ファンドの目的

| ファンドの目的 | 英国および欧州大陸の金融商品取引所に上場(これに準ずるもの     |
|---------|-----------------------------------|
|         | │ を含みます。)されている株式を主要投資対象とし、投資信託財 │ |
|         | 産の成長を目標として運用を行います。                |

## 信託金の限度額

| 信託金の限度額 | 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として |
|---------|---------------------------------|
|         | 信託金を追加することができます。                |
|         | 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更するこ    |
|         | とができます。                         |

## ファンドの基本的性格

## a . ファンドの商品分類

| 商品分類項目        |       |            | 商品分類の定義  |  |
|---------------|-------|------------|--|--|
| 単位型・追加<br>型の別 | 単位型投信 |            | ー度設定されたファンドであってもその後追<br>■ 加設定が行われ従来の信託財産とともに運用 |  |
| 型の別           | 追加型   | <b>型投信</b> | が記述が17011従来の信託別座とともに連用されるファンド                  |  |
| 投資対象地域        | 国内    |            | 目論見書または信託約款において、組入資産                           |  |
|               | 海外    |            | による主たる投資収益が実質的に海外の資産                           |  |
|               | 内外    |            | を源泉とする旨の記載があるもの                                |  |
| 投資対象資産        | 株式 債券 |            | 目論見書または信託約款において、組入資産                           |  |
|               | 不動産投信 | その他資産      | による主たる投資収益が実質的に株式を源泉                           |  |
|               | 資産複合  |            | とする旨の記載があるもの                                   |  |

<sup>\*</sup>ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

## b.ファンドの属性区分

|      | 属性区分項目    | 属性区分の定義   |                             |
|------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 投資対象 | 株式        |           | 大型株、中小型株属性にあてはまらない          |
| 資産   | (一般)      | (大型株)     | すべてのもの(目論見書または信託約款          |
|      | (中小型株)    |           | において、主として投資する株式につい          |
|      |           | 券         | ] て、大型株または中小型株の特段の記載        |
|      | (一般)      | (公債)      | ] がないもの )                   |
|      | (社債)      | (その他債券)   |                             |
|      | (クレジット属性) |           |                             |
|      | 不動産       | 投信        |                             |
|      | その他資産(投   | 資信託証券)    |                             |
|      | 資産        | 複合        |                             |
|      | (資産配分固定型) | (資産配分変更型) |                             |
| 決算頻度 | 年1回       | 年2回       | 目論見書または信託約款において、年1          |
|      | 年4回       | 年6回(隔月)   | 回決算する旨の記載があるもの              |
|      | 年12回(毎月)  | 日々        |                             |
|      | その他       |           |                             |
| 投資対象 | グローバル     | 日本        | 目論見書または信託約款において、組入          |
| 地域   | 北米        | 欧州        | 資産による投資収益が欧州地域の資産を          |
|      | アジア       | オセアニア     | 源泉とする旨の記載があるもの              |
|      | 中南米       | アフリカ      |                             |
|      | 中近東(中東)   | エマージング    |                             |
| 為替   | 為替ヘッジあり   |           | 目論見書または信託約款において、為替          |
| ヘッジ  | 為替ヘッジなし   |           | のヘッジを行わない旨の記載があるもの          |
|      |           |           | または為替のヘッジを行う旨の記載がな<br>  いもの |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<sup>\*</sup>ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。

## ファンドの特色

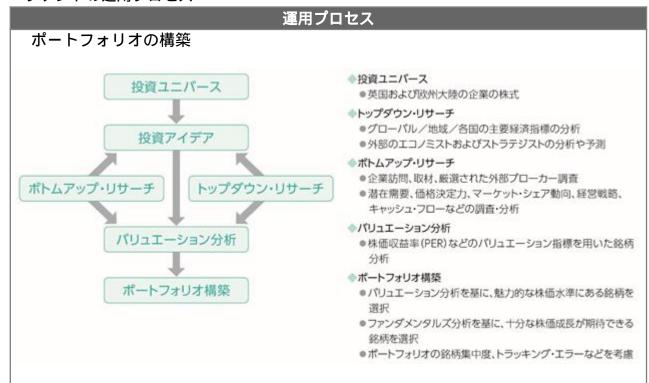
| 1. | 英国および欧州大陸の優良企業の株式を厳選し、これらに分散投資することにより、投資信託財産の成長を図ります。  |
|----|--|
| 2. | MSCIヨーロッパインデックス(円換算ベース) をベンチマーク 2として運用を行い、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。  「MSCIヨーロッパインデックス(円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が公表する基準日前営業日の「MSCIヨーロッパインデックス(米ドルベース)」に基準日当日の米ドル為替レート(対顧客電信売買相場の仲値)を乗じ、委託会社で独自に円換算したものです。「MSCIヨーロッパインデックス(米ドルベース)」は、MSCI Inc.が算出する株式インデックス(指数)の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。この情報はMSCI Inc.の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。また、ここに掲載されるすべての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。「MSCIヨーロッパインデックス」の構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。かかる見直しに伴い、ファンドはベンチマークを変更することがあります。  ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。 |
| 3. | 外貨建資産の投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。<br>ただし、投資環境がファンドに重大な影響を与えると判断される場合に<br>は、為替ヘッジを行うことがあります。   |
| 4. | インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド(英国、オックス<br>フォードシャー)に運用の指図に関する権限を委託します。   |

## ファンドの投資戦略

# 投資戦略

バリュエーション(投資価値)を重視した、柔軟かつ実践的なアクティブ運用 短期的な市場の非効率性に着目し、適切なファンダメンタルズ分析により、さまざまな環 境下で長期的な相対パフォーマンスを獲得

#### ファンドの運用プロセス



#### ポートフォリオのメンテナンスと見直し

ポートフォリオの一貫性のモニター

ファンドのリスク状況、投資制限遵守状況のチェック

チーフ・インベストメント・オフィサーと担当ファンド・マネジャーによる、投資戦略や運用成績の評価

欧州株式チーム・ヘッドと担当ファンド・マネジャーによる、ポートフォリオのレビュー

ファンドの運用プロセス等は、2019年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

\* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

#### (2)【ファンドの沿革】

| 1998年7月31日 | 信託契約締結、ファンド設定、運用開始 |
|------------|--------------------|
| 2007年1月4日  | 投資信託振替制度への移行       |

## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



\*ただし本書提出日現在において、販売会社は、受益権の募集・販売の取り扱い、および投資信託 説明書(目論見書)の交付にかかる業務は行っておりません。

# b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| 委託会社<br>インベスコ・アセット・マネ<br>ジメント株式会社                        | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)・運用報告書の作成、投資信託財産の計算(受益権の基準価額の計算)および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
|--|---|
| 受託会社<br>みずほ信託銀行株式会社<br><再信託受託会社><br>資産管理サービス信託銀行株<br>式会社 | 委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・<br>管理・計算などを行います。<br>なお、資産管理サービス信託銀行株式会社に信託事務<br>の一部を委託することがあります。   |
| 販売会社   | 受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。 * ただし、ファンドは2020年2月17日をもって継続募集を終了   |
|  | しているため、本書提出日現在において、受益権の募集・販売の取り扱い、および投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)の交付にかかる業務は行っておりません。   |
| 投資顧問会社<br>インベスコ・アセット・マネ<br>ジメント・リミテッド                    | 委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託<br>を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注など<br>を行います。  |

# c . 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

| 受託会社と締結している契約:<br>証券投資信託契約                | 信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の<br>総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規<br>定されています。   |
|---|--|
| 販売会社と締結している契約:<br>受益権の募集・販売等に関する<br>契約    | 受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・<br>償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随す<br>る事務および手続きなどの内容が規定されています。           |
| 投資顧問会社と締結している契約:<br>海:<br>運用指図に関する権限の委託契約 | 委託会社が投資顧問会社に委託するファンドの運用指<br>図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会<br>社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定さ<br>れています。 |

# 委託会社等の概況

| 名称(商号等) |  | zット・マネジメント株式          | • - · • - |      |
|---------|--|-----------------------|-----------|------|
|         | (金融商品取引)   | 養者 関東財務局長(金商          | 5)第306号)  |      |
| 資本金     | 4,000百万円(20  | 19年12月30日現在)          |           |      |
| 沿革      | 1986年:エムアイエム・トウキョウ株式会社(後のインベスコ投資顧問株式会社)設立                |                       |           |      |
|         | 1990年:エムアイエム投信株式会社(後のインベスコ投信株式会社)設立                      |                       |           |      |
|         | 1996年:インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 |                       |           |      |
|         | 1998年:エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併                            |                       |           |      |
|         | 2014年:インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更                         |                       |           |      |
| 大株主の状況  | (2019年12月30日現在)  |                       |           |      |
|         | 名称   | 住所                    | 所有株式数     | 所有比率 |
|         |  | Perpetual Park,       |           |      |
|         | インベスコ・   | Perpetual Park Drive, |           |      |
|         | ファー・イース  | Henley-on-Thames,     | 40,000株   | 100% |
|         | <b>  ト・リミテッド</b>   | Oxfordshire, RG9 1HH, |           |      |
|         |  | United Kingdom        |           |      |
|         |  |                       | -         |      |

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

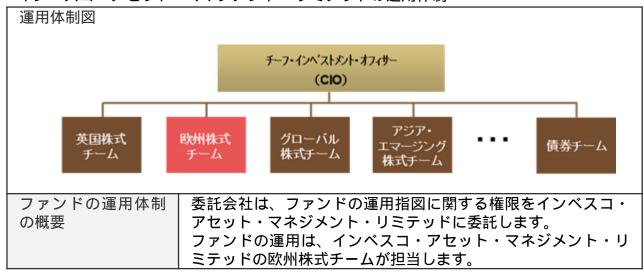
| 基本方針   | この投資信託は、投資信託財産の成長を目標として、運用を行<br>います。   |
|--------|--|
| 主な投資態度 | ・英国や欧州大陸の優良企業の株式を厳選し、これらに分散投<br>資することにより、投資信託財産の成長を図ります。<br>・ベンチマークをMSCIヨーロッパインデックス(円換算ベー<br>ス)とし、これを上回る投資成果を目指します。<br>・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の<br>指図に関する権限を委託します。<br>・外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。 |

# (2)【投資対象】

| (2)【投資対象】   |  |
|---|--|
| 投資対象とする資産<br>の種類 (特定資産<br>(投資信託及び投資<br>法人に関する法律第<br>2条第1項で定める<br>もの)) | a.有価証券<br>b.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第<br>20項に規定するものをいい、信託約款第25条に定めるもの<br>に限ります。)<br>c.約束手形<br>d.金銭債権  |
| 投資対象とする有価証券   | 委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。  a.株券または新株引受権証書  b.国債証券  c.地方債証券  d.特別の法律により法人の発行する債券  |
|   | e. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)<br>f. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)<br>g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。) |
|   | h.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)<br>i.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)<br>j.コマーシャル・ペーパー  |
|   | k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権   証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券   1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記   a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの  |
| 投資対象とする金融商品   | 委託会社は、信託金を、以下の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。<br>a.預金  |
|   | b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) c.コール・ローン *前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認   |
|   | めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用する<br>ことができます。  |

## (3)【運用体制】

## インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの運用体制



## ファンドの管理体制

| 内部管理および意思<br>決定を監督する組織 | ・コンプライアンス部(5名程度)は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員             |
|------------------------|---|
|                        | 会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメン   ト本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。                 |
|                        | │・プロダクト・マネジメント本部(15名程度)は、投資顧問会社 │<br>│ およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォー │ |
|                        | マンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。  |
|                        | ・運用リスク管理委員会(5名程度)は、プロダクト・マネジメ   |
|                        | ント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審  |
|                        | 議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。  |
|                        | ・プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定   |
|                        | 性面について精査し、経営委員会に報告します。  |
|                        | *「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。                                    |
| 運用に関する社内規              | ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内  |
| 程                      | 規程を定めています。  |
| ファンドの関係法人              | ・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十  |
| に対する管理体制               | 分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを   |
|                        | 確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実   |
|                        | 施します。   |
|                        | ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による  |
|                        | 「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなど   |
|                        | を行っております。   |

上記運用体制における組織名称等は、2019年12月30日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

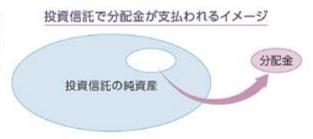
## (4)【分配方針】

| ファンドの決算日 | 年1回の11月19日(同日が休業日の場合は翌営業日)。   |
|----------|---|
| 分配方針     | ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた利子<br>配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額としま<br>す。<br>・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信  |
|          | 託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。<br>・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。  |
| 分配金の支払い  | a.「分配金再投資コース」<br>分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。<br>b.「分配金受取りコース」<br>分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。<br>*分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。<br>*「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。 |

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### 収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- ■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

# (5)【投資制限】

# 信託約款上の投資制限

| 14 -1 10 \mathred #1 00                   |   |
|---|---|
| 株式への投資制限<br>(運用の基本方針)                     | 株式への投資割合には、制限を設けません。  |
| 外貨建資産への投資<br>制限(運用の基本方<br>針)              | 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。   |
| 新株引受権証券など<br>への投資制限(運用<br>の基本方針)          | 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時<br>において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。   |
| 同一銘柄の株式への<br>投資制限(運用の基<br>本方針)            | 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の<br>10%以下とします。  |
| 同一銘柄の新株引受<br>権証券などへの投資<br>制限(運用の基本方<br>針) | 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。  |
| 同一銘柄の転換社債<br>などへの投資制限<br>(運用の基本方針)        | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 1への<br>投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>1新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新<br>株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権<br>がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているも<br>の、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および<br>第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。 |
| 投資信託証券への投<br>資制限(運用の基本<br>方針)             | 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の<br>5%以下とします。  |
| デリバティブ取引の<br>利用(運用の基本方針)                  | デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。  |
| デリバティブ取引等<br>にかかる投資制限<br>(第19条の2第6<br>項)  | デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の<br>規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純<br>資産総額を超えないものとします。  |
| 信用リスク集中回避<br>のための投資制限<br>(第21条の2)         | 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式<br>等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティ<br>ブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比<br>率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超え<br>ないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託<br>者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内<br>となるよう調整を行うものとします。                  |
| 信用取引の指図(第<br>24条)                         | ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により<br>株券を売り付けることの指図をすることができます。<br>・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しによ<br>り行うことの指図をすることができます。   |

有価証券報告書<u>(内国投資信</u>託受益証券)

|                                    | 有価証券報告書(内国投資信託   |
|------------------------------------|--|
| 先物取引等の運用指<br>図(第25条)               | ・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを<br>回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることがで<br>きます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り<br>扱うものとします(以下同じです。)。   |
|                                    | - わが国の金融商品取引所 <sup>2</sup> における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・ 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引 ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることが できます。 |
|                                    | ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。  |
|                                    | 2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融<br>商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する<br>外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引<br>所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の<br>売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号<br>の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」と<br>いう場合があります。                         |
| 有価証券の貸し付け<br>の指図(第26条)             | ・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に<br>属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすること<br>ができます。<br>・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の<br>受け入れの指図を行います。   |
| 特別の場合の外貨建<br>有価証券への投資制<br>限(第27条)  | わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合<br>には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。   |
| 外国為替予約取引の<br>指図(第28条)<br>資金の借り入れ(第 | 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為<br>替の売買の予約取引の指図をすることができます。<br>・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するた  |
| 9年の自り八年(第一37条)                     | が負債に財産の効率的な運用のより運用の支足性に負するだめ、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払<br>資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)<br>を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手<br>当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合<br>を含みます。)の指図をすることができます。<br>・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。<br>・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。               |

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

# 法令に基づく投資制限

| デリバティブ取引にか<br>かる投資制限(金融商<br>品取引業等に関する内<br>閣府令第130条第1項第<br>8号) | 委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しません。 |
|---|---|
| 同一の法人の発行する<br>株式の投資制限(投資<br>信託及び投資法人に関<br>する法律第9条)            | 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が<br>運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託<br>財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株<br>式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、<br>投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しませ<br>ん。   |

#### 3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは外国の株式など値動き のある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が 変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投 資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被 り、投資元本を割り込むことがあります。

<u>委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損</u> 失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象では ありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご 理解のうえお申し込みください。

#### (1)基準価額の変動要因

| 価格変動リスク   | 《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》            |
|-----------|----------------------------------|
| (株式)      | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の     |
|           | 需給などを反映し、下落することがあります。            |
| 信用リスク     | 《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要     |
|           | 因です。》                            |
|           | ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に      |
|           | 陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大     |
|           | きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがありま      |
|           | ┃ す。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生し ┃ |
|           | た場合に、損失が生じることがあります。              |
| カントリー・リスク | 《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の     |
|           | 下落要因です。》                         |
|           | │ 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新 │ |
|           | │ たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する │ |
|           | │ 有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収 │ |
|           | ができなくなる可能性があります。                 |
| 為替変動リスク   | 《為替の変動(円高)は、基準価額の下落要因です。》        |
|           | ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受ける     |
|           | ことになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での     |
|           | 資産価値が下落します。                      |

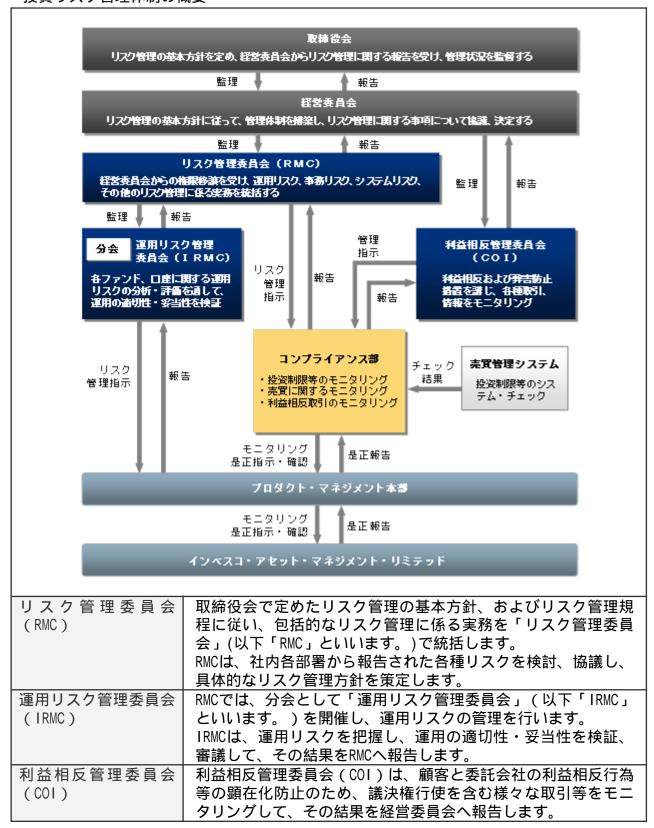
基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# (2)その他の留意点

# 投資信託に関する留意点

| 換金資金手当に関する | ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う |
|------------|------------------------------|
| 留意点        | 場合や市場環境の急激な変化等により市場の流動性が低下した |
|            | 場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できな |
|            | いことがあります。                    |

# (3)投資リスクに対する管理体制 投資リスク管理体制の概要



## 関係部署の役割

| コンプライアンス部          | ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの<br>遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。<br>また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指<br>示し、是正状況を確認します。   |
|--------------------|--|
| プロダクト・マネジメ<br>ント本部 | 運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 |

## インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの投資リスク管理体制

| トレーディング・シス<br>テム | 投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、<br>違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を発 |
|------------------|--|
|                  | します。   |
| インベストメント・        | │ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイド │                              |
| オーバーサイトチーム       | │ ライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認めら │                             |
|                  | │ れた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知し │                           |
|                  | ます。  |
| CIOチャレンジ・プロ      | CIO、インベストメント・オーバーサイトチームヘッド、ファン                               |
| セス               | │ ド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論しま │                              |
|                  | す。   |
|                  | ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析  |
|                  | ・過去の投資判断に関する定量・定性分析  |
|                  | ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析                                       |

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

#### 〈参考情報〉

#### ■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

#### (円) (96) 25,000 100.0 20,000 80.0 分配金再投資基準価額(左軸) 15,000 60.0 40.0 10,000 20.0 5,000 0 0.0 -20,0 ファンドの年間騰落率(右軸) -40.0 2015年1月 2016年1月 2017年1月 2018年1月 2019年1月 2019年12月

\*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再 投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いて います。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率 とは異なる場合があります。

#### ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド: 2015年1月~2019年12月 代表的な資産クラス: 2015年1月~2019年12月



ファンド 日本株 先進団株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファ ンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるよ うに作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対 象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落 率の平均・最大・最小を表示しています。

#### 代表的な資産クラスの指数について

#### 日 本 株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

#### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、 日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・ インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

# 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)に、当日の米ドル為替レート(WM/ロイター値)を乗じて算出しています。

#### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債 市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、 NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切 の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### 先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。 なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

# 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建 てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指 数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバー シファイド (米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ ロイター値) を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。 JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

\*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースのものを使用しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

| 購入時手数料     | ファンドは2020年 2 月17日をもって継続募集を終了しているため、該当事項はありません。 |
|------------|--|
| 分配金の再投資にかか | 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、                   |
| る手数料       | 無手数料とします。                                      |

## (2)【換金(解約)手数料】 < 投資者が直接的に負担する費用 >

| 換金(解約)手数料 | ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありません。 |
|-----------|----------------------------|
| 信託財産留保額   | ありません。                     |

<sup>\*「</sup>信託財産留保額」とは、換金(解約)する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性 を確保するため、信託期間満了前に換金(解約)する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差 し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

## (3)【信託報酬等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

| 3)【旧礼報酬寺】 > 投資省が旧礼別住 と同接的に負担する負用 > |   |  |                     |         |                                     |
|------------------------------------|---|--|---------------------|---------|-------------------------------------|
| 信託報酬の額                             | 日々の投資信託財産の純資産総額に年率1.65%(税抜き1.50%)<br>を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの<br>基準価額に反映されます。  |  |                     |         |                                     |
| 信託報酬の配分                            | 信託報酬の配分は、以下の通り(税抜き)とします。  |  |                     |         |                                     |
|                                    | 配分  | 委託会社   | 販売会社                | 受託会社    | 合計                                  |
|                                    | (年率)  | 0.70%  | 0.70%               | 0.10%   | 1.50%                               |
|                                    | *委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託<br>先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬<br>が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額(税抜<br>き)×40%により計算された報酬額が支払われます。<br>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。 |  |                     |         | テッドへの報酬<br>る報酬額(税抜                  |
|                                    | 配分先   |  | 役務(                 | の内容     |                                     |
|                                    | 委託会社  | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、基準価額の算出等 |                     |         |                                     |
|                                    | 販売会社  | 1  | 提供、運用報行<br>ドの管理および  |         | の送付、口座                              |
|                                    | 受託会社  | ファンドの財<br>行等                                   | 産の保管・管 <del>団</del> | 浬、委託会社が | らの指図の実                              |
|                                    | <del></del>   | <u> </u>                                       | - <del> </del>      |         | - N 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - |
| 支払方法<br> <br>                      | l   |  |                     |         | び毎計算期末<br>るものとしま                    |

# (4)【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 > 信託事務の諸費用

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

|        | <u>有叫此分報古書(內国投員店</u>         |
|--------|------------------------------|
| 該当する費用 | ・組入有価証券売買時の売買委託手数料           |
|        | ・先物取引やオプション取引等に要する費用         |
|        | ・資産を外国で保管する場合の費用             |
|        | ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用         |
|        | ・受託会社の立て替えた立替金の利息            |
|        | ・投資信託財産に関する租税                |
|        | ・信託事務の処理等に要する諸費用             |
| 計算方法等  | 運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金 |
|        | 額または計算方法を記載できません。            |
| 支払方法   | 受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。  |

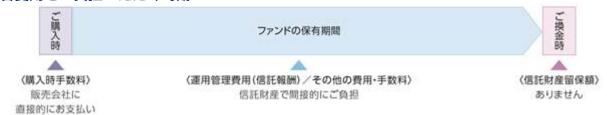
## その他信託事務の諸費用

| 該当する費用 | ・監査費用(ファンドの決算時等に監査法人から監査を受ける<br>ための費用) |
|--------|--|
| 計算方法等  |  |
|        | その他信託事務の諸費用 上限固定率                      |
|        | 純資産総額に対して年率0.11%(税抜き0.10%)             |
|        | ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財           |
|        | 産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受け            |
|        | ることができます。                              |
|        | ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、そ           |
|        | の他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もっ            |
|        | た結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%(税          |
|        | 抜き0.10%)相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその          |
|        | 他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領す            |
|        | ることができます。                              |
|        | ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中           |
|        | に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲            |
|        | 内で変更することができます。                         |
| 支払方法   | 毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期           |
|        | 末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当           |
|        | 額とともに、委託会社に支払われます。                     |

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (参考)

## 各費用をご負担いただく時期



EDINET提出書類 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

< 照会先 >

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

## (5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者(法人を含む。) である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

#### 個人の受益者に対する課税の取り扱い

| 分配金に対する課税      | ・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得             |  |  |
|----------------|---|--|--|
|                | <u> として、以下の税率による</u>                      | る源泉徴収が行われます。                               |  |
|                |   | 20.315%                                    |  |
|                | 2007 平 12月 01日 & C                        | (所得税15.315%および地方税5%)                       |  |
|                |   | 20%  |  |
|                |   | (所得税15%および地方税5%)                           |  |
|                |   | ママナが、確定申告により総合課税                           |  |
|                |   | せん。)または申告分離課税を選択す                          |  |
|                | ることも可能です。                                 | 4 ( *****                                  |  |
| 解約金および償還金      |   | 益(譲渡益)については、譲渡所得と                          |  |
| に対する課税         | <u>して、以下の税率による</u>  <br>                  | 申告分離課税が適用されます。                             |  |
|                | 2037年12月31日まで                             | 20.315%                                    |  |
|                |   | (所得税15.315%および地方税5%)                       |  |
|                | │ │ 2038年1月1日以降                           | 20%  |  |
|                |   | (所得税15%および地方税5%)                           |  |
|                | ・原則として確定中古が必っ<br>  を利用した場合は、申告プ           | 要ですが、特定口座(源泉徴収あり)                          |  |
| <br>  損益通算について | = 10110 - 1 = 1011111 1 1 1 1             | N女にす。<br>損(譲渡損)については、確定申告に                 |  |
| 摂血地昇に ノバ (     |   | 損(議及損)にういては、確定中日に  <br>渡益、上場株式等の配当所得および特   |  |
|                | l .                                       | 成血、工場体式等の配当が1400よび将  <br>申告分離課税を選択したものに限りま |  |
|                | す。)と損益通算するこの                              |  |  |
|                | ・解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定             |  |  |
|                | 公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限りま               |  |  |
|                | す。)については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算するこ              |  |  |
|                | - す。 がについては、他の上場がお守め版版頂に頂血過算すると - とができます。 |  |  |
|                |   |  |  |
|                | │ *特定口座にかかる課税上の取                          | (り扱いにつきましては、販売会社にお問い                       |  |
|                | 合わせください。                                  |  |  |

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税の取り扱い

| 分配金、解約金およ<br>び償還金に対する課 |               | なる普通分配金ならびに解約時および<br>こついては、以下の税率により所得税 |
|------------------------|---------------|--|
| 一税                     | が源泉徴収されます。    |  |
|                        | 2037年12月31日まで | 15.315%                                |
|                        | 2038年1月1日以降   | 15%                                    |
|                        | ・源泉徴収された所得税は、 | 所有期間に応じて法人税額より控除                       |
|                        | することができます。    |  |

個別元本について

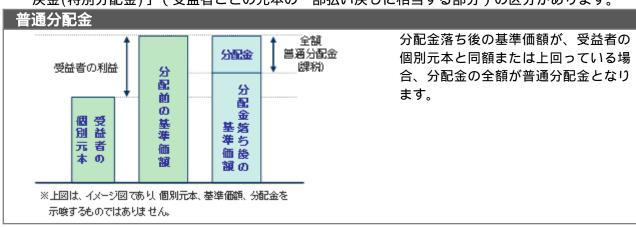
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

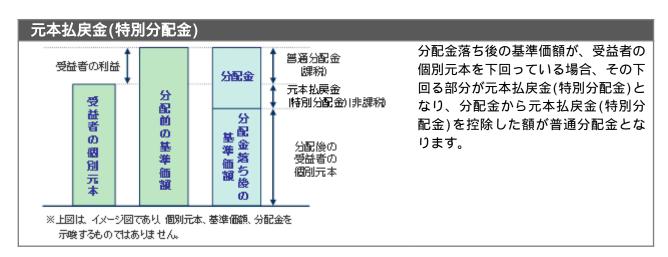
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(以下「個別元本」といいます。)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

#### 分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。





上記は、2019年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、 税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることが あります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

# (1)【投資状況】(2019年12月30日現在)

| 投資資産の種類        | 国/地域    | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|----------------|---------|---------------|---------|
| 株式             | イギリス    | 309,101,632   | 26.50   |
|                | フランス    | 255,788,738   | 21.93   |
|                | ドイツ     | 140,167,545   | 12.01   |
|                | スイス     | 83,142,429    | 7.12    |
|                | オランダ    | 73,656,486    | 6.31    |
|                | イタリア    | 58,322,136    | 5.00    |
|                | スペイン    | 56,668,784    | 4.85    |
|                | フィンランド  | 41,616,002    | 3.56    |
|                | ポルトガル   | 30,087,375    | 2.57    |
|                | デンマーク   | 28,315,092    | 2.42    |
|                | ノルウェー   | 26,662,996    | 2.28    |
|                | オーストリア  | 25,368,947    | 2.17    |
|                | アイルランド  | 18,772,209    | 1.60    |
|                | 小 計     | 1,147,670,371 | 98.40   |
| コール・ローン、その他の資産 | (負債控除後) | 18,646,371    | 1.59    |
| 合 計(純資産総額)     |         | 1,166,316,742 | 100.00  |

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

# (2)【投資資産】(2019年12月30日現在)

# 【投資有価証券の主要銘柄】

|    |            |        |                                     | 4                                  |             |               |               |              |              |                 |
|----|------------|--------|-------------------------------------|------------------------------------|-------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| 順位 | 国/<br>地域   | 種類     | <br>  銘柄名                           | 業種                                 | 数量<br>(株式数) | 帳簿価額<br>単価(円) | 帳簿価額<br>金額(円) | 評価額<br>単価(円) | 評価額<br>金額(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
| 1  | フランス       | 株式     | SANOFI                              | 医薬品・バイオ<br>テクノロジー・<br>ライフサイエン<br>ス | 3,787       | 10,343.60     | 39,171,219    | 11,131.53    | 42,155,118   | 3.61            |
| 2  | スイス        | 株式     | ROCHE HOLDING-<br>GENUSSCHEIN       | 医薬品・バイオ<br>テクノロジー・<br>ライフサイエン<br>ス | 1,111       | 33,703.14     | 37,444,189    | 35,658.90    | 39,617,038   | 3.39            |
| 3  | ドイツ        | 株式     | SIEMENS-REG                         | 資本財                                | 2,402       | 14,018.57     | 33,672,619    | 14,489.12    | 34,802,889   | 2.98            |
| 4  | フランス       | 株式     | TOTAL                               | エネルギー                              | 5,744       | 6,007.52      | 34,507,214    | 6,039.99     | 34,693,740   | 2.97            |
| 5  | イギリス       | 株式     | TESCO                               | 食品・生活必需<br>品小売り                    | 87,679      | 337.60        | 29,601,169    | 367.30       | 32,205,268   | 2.76            |
| 6  | フィンランド     | 株式     | UPM-KYMMENE                         | 素材                                 | 8,394       | 3,768.10      | 31,629,474    | 3,808.54     | 31,968,912   | 2.74            |
| 7  | イギリス       | 株式     | BARCLAYS                            | 銀行                                 | 120,741     | 244.37        | 29,506,098    | 260.41       | 31,442,912   | 2.69            |
| 8  | ドイツ        | 株式     | DEUTSCHE POST-<br>REG               | 運輸                                 | 6,646       | 4,181.06      | 27,787,357    | 4,215.98     | 28,019,461   | 2.40            |
| 9  | オランダ       | 株式     | ING GROEP NV-<br>CVA                | 銀行                                 | 20,651      | 1,286.73      | 26,572,391    | 1,319.75     | 27,254,277   | 2.33            |
| 10 | イギリス       | 株式     | BP                                  | エネルギー                              | 38,493      | 719.98        | 27,714,291    | 694.37       | 26,728,440   | 2.29            |
| 11 | フランス       | 株式     | BNP PARIBAS                         | 銀行                                 | 4,053       | 6,207.61      | 25,159,447    | 6,490.94     | 26,307,795   | 2.25            |
| 12 | スイス        | 株式     | NOVARTIS                            | 医薬品・バイオ<br>テクノロジー・<br>ライフサイエン<br>ス | 2,430       | 10,026.07     | 24,363,374    | 10,465.56    | 25,431,320   | 2.18            |
| 13 | フランス       | 株式     | ORANGE                              | 電気通信サービス                           | 14,915      | 1,803.23      | 26,895,236    | 1,616.91     | 24,116,291   | 2.06            |
| 14 | イギリス       | 株式     | BRITISH<br>AMERICAN<br>TOBACCO      | 食品・飲料・タバコ                          | 5,064       | 4,129.35      | 20,911,051    | 4,686.05     | 23,730,192   | 2.03            |
| 15 | スペイン       | 株式     | CATXABANK                           | 銀行                                 | 68,472      | 323.75        | 22,167,856    | 345.68       | 23,669,766   | 2.02            |
| 16 | オランダ       | 株式     | KONINKLIJKE<br>AHOLD DELHAIZE<br>NV | 食品・生活必需<br>品小売り                    | 8,254       | 2,956.27      | 24,401,114    | 2,787.78     | 23,010,377   | 1.97            |
| 17 | ドイツ        | 株式     | DEUTSCHE<br>TELEKOM                 | 電気通信サービ<br>ス                       | 12,676      | 1,863.58      | 23,622,845    | 1,803.29     | 22,858,613   | 1.95            |
| 18 | イギリス       | 株式     | JD SPORTS<br>FASHION                | 小売                                 | 18,033      | 1,104.79      | 19,922,786    | 1,211.25     | 21,842,617   | 1.87            |
| 19 |            | 株式     | CARREFOUR                           | 食品・生活必需<br>品小売り                    | 11,460      | 1,877.92      |               | 1,868.12     | 21,408,682   | 1.83            |
| 20 | イギリス       | 株式     | SSE                                 | 公益事業                               | 10,135      | 2,102.78      | 21,311,713    | 2,105.56     | 21,339,941   | 1.82            |
| 21 | イギリス       | 株式     | NEXT                                | 小売                                 | 1,957       | 9,650.46      | 18,885,960    | 10,430.99    | 20,413,459   | 1.75            |
| 22 | ドイツ        | 株式     | SAP                                 | ソフトウェア・<br>サービス                    | 1,338       | 14,957.23     | 20,012,777    | 14,876.35    | 19,904,564   | 1.70            |
| 23 | スペイン       | 株式     | TELEFONICA                          | 電気通信サービス                           | 25,057      | 820.97        | 20,571,090    | 785.97       | 19,694,088   | 1.68            |
| 24 | フランス       | 株式     | CAPGEMINI                           | ソフトウェア・<br>サービス                    | 1,410       | 13,173.05     | 18,574,001    | 13,620.32    | 19,204,653   | 1.64            |
| 25 | オランダ       | 株式     | ROYAL DUTCH<br>SHELL-A              | エネルギー                              | 5,804       | 3,290.81      | 19,099,871    | 3,253.43     | 18,882,948   | 1.61            |
| 26 | アイルラ<br>ンド | 株式     | CRH                                 | 素材                                 | 4,226       | 4,130.82      | 17,456,860    | 4,442.07     | 18,772,209   | 1.60            |
| 27 | ポルトガ<br>ル  | 株式     | EDP-ENERGIAS DE<br>PORTUGAL         | 公益事業                               | 38,575      | 461.60        | 17,806,535    | 478.15       | 18,444,678   | 1.58            |
| 28 | イギリス       | 株式     | COATS GROUP                         | 耐久消費財・ア<br>パレル                     | 169,641     | 106.39        | 18,048,177    | 107.60       | 18,255,068   | 1.56            |
| 00 | イタリア       | 株式     | INTESA SANPAOLO                     | 銀行                                 | 63,074      | 287.96        | 18,163,357    | 288.58       | 18,202,002   | 1.56            |
| 29 | 1///       | 1010-0 |                                     | 商業・専門サー                            |             |               |               |              |              |                 |

# 種類別および業種別投資比率

| 種類       | 業種                     | 投資比率(%) |
|----------|------------------------|---------|
|          | 銀行                     | 12.98   |
|          | エネルギー                  | 12.72   |
|          | 素材                     | 9.81    |
|          | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 9.19    |
|          | 電気通信サービス               | 6.63    |
|          | 食品・生活必需品小売り            | 6.56    |
|          | 運輸                     | 5.57    |
|          | 保険                     | 5.54    |
|          | 資本財                    | 4.41    |
| <br>  株式 | 食品・飲料・タバコ              | 4.10    |
| 1/1/10   | 小売                     | 3.62    |
|          | 公益事業                   | 3.41    |
|          | ソフトウェア・サービス            | 3.35    |
|          | 商業・専門サービス              | 3.01    |
|          | メディア・娯楽                | 2.16    |
|          | 耐久消費財・アパレル             | 2.06    |
|          | 自動車・自動車部品              | 2.04    |
|          | 家庭用品・パーソナル用品           | 0.76    |
|          | 各種金融                   | 0.38    |
|          | 小計                     | 98.40   |
|          | 合 計                    | 98.40   |

# 【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

|                         | 純資産総額 | 純資産総額 | 1口当たり   | 1口当たり   |
|-------------------------|-------|-------|---------|---------|
|                         | (百万円) | (百万円) | 純資産額(円) | 純資産額(円) |
|                         | (分配落) | (分配付) | (分配落)   | (分配付)   |
| 第13期計算期間(2010年11月19日現在) | 505   | 505   | 0.5874  | 0.5874  |
| 第14期計算期間(2011年11月21日現在) | 355   | 355   | 0.4793  | 0.4793  |
| 第15期計算期間(2012年11月19日現在) | 377   | 377   | 0.5535  | 0.5535  |
| 第16期計算期間(2013年11月19日現在) | 601   | 601   | 1.0061  | 1.0061  |
| 第17期計算期間(2014年11月19日現在) | 623   | 623   | 1.1945  | 1.1945  |
| 第18期計算期間(2015年11月19日現在) | 606   | 606   | 1.3159  | 1.3159  |
| 第19期計算期間(2016年11月21日現在) | 554   | 554   | 1.0382  | 1.0382  |
| 第20期計算期間(2017年11月20日現在) | 1,008 | 1,008 | 1.3184  | 1.3184  |
| 第21期計算期間(2018年11月19日現在) | 1,164 | 1,164 | 1.1635  | 1.1635  |
| 第22期計算期間(2019年11月19日現在) | 1,137 | 1,137 | 1.1708  | 1.1708  |
| 2018年12月末日              | 1,089 | -     | 1.0448  | -       |
| 2019年 1 月末日             | 1,192 | -     | 1.1256  | -       |
| 2019年 2 月末日             | 1,251 | -     | 1.1679  | -       |
| 2019年 3 月末日             | 1,254 | -     | 1.1468  | -       |
| 2019年 4 月末日             | 1,307 | -     | 1.1972  | -       |
| 2019年 5 月末日             | 1,127 | -     | 1.0984  | -       |
| 2019年 6 月末日             | 1,160 | _     | 1.1222  | -       |
| 2019年 7 月末日             | 1,125 | -     | 1.0985  | -       |
| 2019年 8 月末日             | 1,049 | -     | 1.0285  | -       |
| 2019年 9 月末日             | 1,130 | -     | 1.0977  | -       |
| 2019年10月末日              | 1,173 | -     | 1.1519  | -       |
| 2019年11月末日              | 1,144 | -     | 1.1811  | -       |
| 2019年12月末日              | 1,166 | -     | 1.2228  | -       |

# 【分配の推移】

|          | 1口当たりの分配金(円) |
|----------|--------------|
| 第13期計算期間 | 0.0000       |
| 第14期計算期間 | 0.0000       |
| 第15期計算期間 | 0.0000       |
| 第16期計算期間 | 0.0000       |
| 第17期計算期間 | 0.0000       |
| 第18期計算期間 | 0.0000       |
| 第19期計算期間 | 0.0000       |
| 第20期計算期間 | 0.0000       |
| 第21期計算期間 | 0.0000       |
| 第22期計算期間 | 0.0000       |

## 【収益率の推移】

|          | 収益率(%) |
|----------|--------|
| 第13期計算期間 | 7.44   |
| 第14期計算期間 | 18.40  |
| 第15期計算期間 | 15.48  |
| 第16期計算期間 | 81.77  |
| 第17期計算期間 | 18.73  |
| 第18期計算期間 | 10.16  |
| 第19期計算期間 | 21.10  |
| 第20期計算期間 | 26.99  |
| 第21期計算期間 | 11.75  |
| 第22期計算期間 | 0.63   |

<sup>(</sup>注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

|          | 設定数量(口)     | 解約数量(口)     |
|----------|-------------|-------------|
| 第13期計算期間 | 59,899,288  | 107,908,052 |
| 第14期計算期間 | 28,613,519  | 145,618,779 |
| 第15期計算期間 | 287,938,797 | 348,940,786 |
| 第16期計算期間 | 132,797,403 | 216,731,266 |
| 第17期計算期間 | 263,971,957 | 339,830,984 |
| 第18期計算期間 | 120,941,516 | 182,145,484 |
| 第19期計算期間 | 145,333,597 | 72,144,768  |
| 第20期計算期間 | 332,231,153 | 100,894,449 |
| 第21期計算期間 | 279,445,222 | 44,039,763  |
| 第22期計算期間 | 175,720,668 | 204,428,459 |

<sup>(</sup>注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

## (参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

#### 2019年12月30日現在

# 基準価額・純資産の推移

#### ■基準価額・純資産総額の推移 (過去10年)



| 基準価額  | 12.228円  |
|-------|----------|
| 純資産総額 | 1.166百万円 |

#### ■期間騰落率

| 期間  | ファンド  |
|-----|-------|
| 1カ月 | 3.5%  |
| 3カ月 | 11.4% |
| 6カ月 | 9.0%  |
| 1年  | 17.0% |
| 3年  | 4.2%  |
| 5年  | -0.1% |
| 設定来 | 33.9% |

\*期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率 です。

- \*基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- \*分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

# 分配の推移

(課税前/1万口当たり)

| 決算期 | 2015年11月 | 2016年11月 | 2017年11月 | 2018年11月 | 2019年11月 | 設定来累計  |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 分配金 | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 1,000円 |

# **| 主要な資産の状況**

#### ●資産配分

|        | 純資産比  |
|--------|-------|
| 株式     | 98.4% |
| キャッシュ等 | 1.6%  |

\*株式には、投資信託証券などが含まれています。

| 銘柄数 | 65 |
|-----|----|
|     |    |

#### ■組入上位5カ国

|   | 国名   | 純資産比  |
|---|------|-------|
| 1 | イギリス | 26.5% |
| 2 | フランス | 21.9% |
| 3 | ドイツ  | 12.0% |
| 4 | スイス  | 7.1%  |
| 5 | オランダ | 6.3%  |

#### ■組入上位10銘柄

|    | 銘柄名         | 国名     | 業種                    | 純資産比 |
|----|-------------|--------|-----------------------|------|
| 1  | サノフィ        | フランス   | 国際・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.6% |
| 2  | ロシュ・ホールディング | スイス    | 図程・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.4% |
| 3  | シーメンス       | ドイツ    | 資本財                   | 3.0% |
| 4  | トタル         | フランス   | エネルギー                 | 3.0% |
| 5  | テスコ         | イギリス   | 食品・生活必需品小売り           | 2.8% |
| 6  | UPMキンメネ     | フィンランド | 素材                    | 2.7% |
| 7  | バークレイズ      | イギリス   | 銀行                    | 2.7% |
| 8  | ドイツポスト      | ドイツ    | 運輸                    | 2.4% |
| 9  | INGグループ     | オランダ   | 銀行                    | 2.3% |
| 10 | BP          | イギリス   | エネルギー                 | 2.3% |

- \*国名は、発行体の国籍 (所在国) などで区分しています。
- \*業種はGICS(世界産業分類基準)に準じています。

# 年間収益率の推移



\*ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準 価額を基に算出しています。

- ・運用実績は、適去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

ファンドは2020年2月17日をもって継続募集を終了しているため、該当事項はありません。

# 2【換金(解約)手続等】

| 換金方法                 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みくださ                                 |
|----------------------|---|
|                      | l I°  |
| 換金単位                 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。                                      |
| 換金申込締切時間             | 原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行                                |
|                      | われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日                                |
|                      | の申込受付分とします。   |
|                      | 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分とし                                |
|                      | て取り扱います。  |
| 換金価額                 | 換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                     |
| 換金手数料                | ありません。  |
| 信託財産留保額              | ありません。  |
| 換金代金の支払い             | 原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、                                |
|                      | 販売会社でお支払いいたします。   |
| 換金の申し込み受け付           | ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込                                |
| けの中止等                | には一定の制限を設ける場合があります。   |
|                      | ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その                                |
|                      | 他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、                                 |
|                      | 換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受                                 |
|                      | け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあり                                 |
|                      | ます。   |
|                      | ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者                                |
|                      | は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを                                 |
|                      | 撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤                                 |
|                      | 回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け                                 |
|                      | 中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し                                 |
|                      | 込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計                                 |
| 協会にかわる妥芸佐の           | 算された価額とします。<br>- 物金のカロレンでも行う事業者は、その日度が関係されてい                |
| 換金にかかる受益権の<br>  取り扱い | ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されてい<br>る振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかか |
|                      | る派自機関等に対して自該支監督の換金のの中で込みにかからるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き     |
|                      | 換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消                                 |
|                      | の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等                                 |
|                      | の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま                                 |
|                      | す。  |
|                      | ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、                                |
|                      | 振替受益権をもって行うものとします。  |
| 買取請求                 | 買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わ                                |
| S S INVINE W         | せください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行                                |
|                      | わない場合があります。   |

有価証券報告書<u>(内国投資信</u>託受益証券)

| 償還金の支払い | 原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還<br>日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい  |
|---------|---|
|         | る受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。<br>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除き<br>ます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前<br>のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、<br>原則として、購入申込者とします。 |

## < 照会先 >

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。 照会先

# インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/

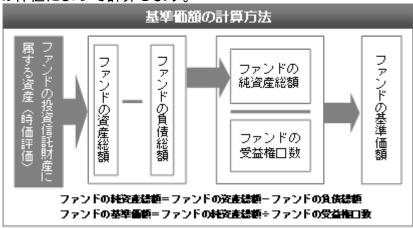
#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



基準価額の算出頻度 と公表 基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧エクイ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ http://www.invesco.co.jp/

主な投資資産の評価 方法

| 投資資産 | 評価方法                   |
|------|------------------------|
| 株式   | 原則として、外国金融商品市場などにおける最終 |
|      | 相場で評価します。              |

#### (2)【保管】

| 受益証券の保管 | 原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関      |
|---------|-----------------------------------|
|         | する事項はありません。                       |
|         | *ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録 |
|         | されることにより定まります。                    |

#### (3)【信託期間】

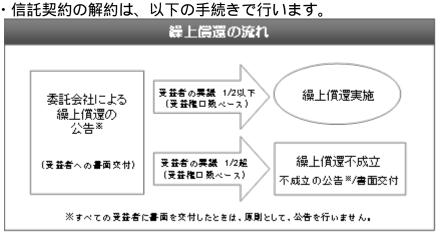
| ファンドの信託期間 | 無期限(設定日:1998年7月31日)とします。<br>なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を<br>下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還するこ<br>とがあります。<br>ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、<br>信託期間は2020年4月21日までとなります。 |
|-----------|--|
|-----------|--|

## (4)【計算期間】

| ファンドの計算期間 | ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月 |
|-----------|---------------------------------|
|           | 19日までとします。                      |
|           | , , - · · · · · · · · · ·       |
|           | なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といい    |
|           | ます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業    |
|           | 日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしま     |
|           | त                               |
|           | 9 0                             |

#### (5)【その他】

| 5) k c 05 lb 1 |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 繰上償還           | ・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10 |
|                | 億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンド   |
|                | の信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める   |
|                | とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と   |
|                | 合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させる   |
|                | ことができます。                       |
|                | ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届  |
|                | け出ます。                          |



- \* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下回らないものとします。
- \*上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- \*委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

## ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはや 信託約款の変更 むを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファ ンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容 を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行いま す。 重大な信託約款の変更の流れ 受益者の異議 1/2以下 約款変更実施 (受益権口数ペース) 委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付) 約款変更不成立 受益者の異議 1/2超 (受益権口数ペース) 不成立の公告※/書面交付 ※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 \* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社 に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月 を下回らないものとします。 \*委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しよ うとするときは、上記の手続きに従います。 委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、また 反対者の買取請求 は「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更(その内容が重 大なもの)を行う場合において、受益者は、所定の期間内(1カ 月を下回らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べ ることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者 は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産を もって買い取るべき旨を請求することができます。 関係会社との契約の ・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売 等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いず 更新等に関する手続 きについて れからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長さ れます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関す る権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または 投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって 終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面によ る場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはあり ません。 ・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告 運用報告書 書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める 運用報告書)を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者 に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に 関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託 会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の 請求があった場合には、これを交付します。 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。 公告

# 4【受益者の権利等】

| 分配金に対する請求権        | <ul> <li>・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。</li> <li>・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。</li> <li>・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。</li> <li>・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。</li> </ul> |
|-------------------|---|
| 償還金に対する請求権        | ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。  |
| 受益権の換金<br>(解約)請求権 | 受益者は、受益権の換金(解約)を請求することができます。  |
| 受益権均等分割           | 受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファ<br>ンドの受益権を保有します。   |
| 帳簿閲覧権             | 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資<br>信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができ<br>ます。   |

# 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年 大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2018年11月20日から2019年11月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】 インベスコ 欧州エクイティファンド

(1)【貸借対照表】

|                | 第21期<br>(2018年11月19日現在) | 第22期<br>(2019年11月19日現在) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部           |                         |                         |
| 流動資産           |                         |                         |
| 預金             | 27,586,218              | 62,284,861              |
| コール・ローン        | 9,447,600               | 2,545,167               |
| 株式             | 1,136,766,377           | 1,086,944,765           |
| 派生商品評価勘定       | 1,282                   | -                       |
| 未収入金           | 4,271,675               | 423,817                 |
| 未収配当金          | 1,254,290               | 1,473,657               |
| 流動資産合計         | 1,179,327,442           | 1,153,672,267           |
| 資産合計           | 1,179,327,442           | 1,153,672,267           |
| 負債の部           |                         |                         |
| 流動負債           |                         |                         |
| 派生商品評価勘定       | 2,475                   | 38,547                  |
| 未払金            | 5,352,400               | 5,278,260               |
| 未払解約金          | -                       | 767,124                 |
| 未払受託者報酬        | 630,145                 | 617,738                 |
| 未払委託者報酬        | 8,821,889               | 8,648,259               |
| 未払利息           | 27                      | 6                       |
| その他未払費用        | 237,600                 | 388,800                 |
| 流動負債合計         | 15,044,536              | 15,738,734              |
| 負債合計           | 15,044,536              | 15,738,734              |
| 純資産の部          |                         |                         |
| 元本等            |                         |                         |
| 元本             | 1,000,635,347           | 971,927,556             |
| 剰余金            |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 163,647,559             | 166,005,977             |
| (分配準備積立金)      | 154,528,232             | 143,502,006             |
| 元本等合計          | 1,164,282,906           | 1,137,933,533           |
| 純資産合計          | 1,164,282,906           | 1,137,933,533           |
| 負債純資産合計        | 1,179,327,442           | 1,153,672,267           |

# (2)【損益及び剰余金計算書】

|   | 第21期<br>自 2017年11月21日<br>至 2018年11月19日 | 第22期<br>自 2018年11月20日<br>至 2019年11月19日 |
|---|--|--|
| 営業収益  |  |  |
| 受取配当金   | 26,889,045                             | 40,749,737                             |
| 配当株式  | 378,219                                | -                                      |
| 有価証券売買等損益                                     | 124,797,784                            | 58,321,116                             |
| 為替差損益   | 27,465,516                             | 67,564,812                             |
| 営業収益合計  | 124,996,036                            | 31,506,041                             |
| 営業費用  |  |  |
| 支払利息  | 168,591                                | 196,384                                |
| 受託者報酬   | 1,210,535                              | 1,269,135                              |
| 委託者報酬   | 16,947,441                             | 17,767,725                             |
| その他費用   | 2,929,765                              | 2,773,074                              |
| 営業費用合計  | 21,256,332                             | 22,006,318                             |
| 営業利益又は営業損失( )                                 | 146,252,368                            | 9,499,723                              |
| 経常利益又は経常損失( )                                 | 146,252,368                            | 9,499,723                              |
| 当期純利益又は当期純損失( )                               | 146,252,368                            | 9,499,723                              |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解<br>約に伴う当期純損失金額の分配額( ) | 163,022                                | 4,264,255                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金()                                | 243,649,542                            | 163,647,559                            |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                | 80,150,331                             | 21,044,809                             |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減<br>少額                   | 80,150,331                             | 21,044,809                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                | 14,062,968                             | 32,450,369                             |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増<br>加額                   | 14,062,968                             | 32,450,369                             |
| 分配金   | <u>-</u>                               | -                                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金()                                | 163,647,559                            | 166,005,977                            |

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 株式

基準及び評価方 法

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23 年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又 は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに 準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等 | 為替予約取引

評価方法

の評価基準及び

為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日における わが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

作成のための基 本となる重要な 事項

3. その他財務諸表 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額を もって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外 国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売 却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円 換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相 当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺し た差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

| 第21期<br>(2018年11月19日: | 現在)           | 第22期<br>(2019年11月19 |                |
|-----------------------|---------------|---------------------|----------------|
| 1.期首元本額               | 765,229,888円  | 1.期首元本額             | 1,000,635,347円 |
| 期中追加設定元本額             | 279,445,222円  | 期中追加設定元本額           | 175,720,668円   |
| 期中解約元本額               | 44,039,763円   | 期中解約元本額             | 204,428,459円   |
|                       |               |                     |                |
| 2.計算期間末日における受益        | 権の総数          | 2.計算期間末日における受       | を益権の総数         |
|                       | 1,000,635,347 |                     | 971,927,556□   |

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 333 mm   1   1   1   1   1   1   1   1   1 |               |  |
|--|---------------|--|
| 第21期                                       | 第22期          |  |
| 自 2017年11月21日                              | 自 2018年11月20日 |  |
| 至 2018年11月19日                              | 至 2019年11月19日 |  |

1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬(委託者報酬のうち、 販売会社へ支払う報酬を除いた金額)の40% の金額を、当該報酬の中から支払っていま す。

部又は一部を委託するために要する費用 同左

## 2. 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純損失 金額分配後の配当等収益から費用を控除した 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 が、分配を行っておりません。

#### 2. 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純損失 金額分配後の配当等収益から費用を控除した 額(5,827,716円)、解約に伴う当期純損失金額|額(16,538,937円)、解約に伴う当期純損失金 額分配後の有価証券売買等損益から費用を控 した額(0円)、信託約款に規定される収益調整 除した額(0円)、信託約款に規定される収益調 金 (497,832,058円)及び分配準備積立金 整金 (507,354,839円)及び分配準備積立金 (148,700,516円)より分配対象収益は|(126,963,069円)より分配対象収益は 652,360,290円(1万口当たり6,519.44円)です 650,856,845円(1万口当たり6,696.53円)です が、分配を行っておりません。

# (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対す る取組方針

証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約 款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。

2. 金融商品の内容 及び金融商品に 係るリスク

当ファンドは、外国の株式を主要投資対象としております。

外国の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リ スク、為替変動リスク等にさらされています。

また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバ ティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定する ことに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすも のではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相 手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約 不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。

3. 金融商品に係る リスク管理体制

取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従 い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいま す。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検 討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。

RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といい ます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスク を把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報 告します。

#### 金融商品の時価等に関する事項

|    | 第21期            | 第22期            |
|----|-----------------|-----------------|
| 項目 | (2018年11月19日現在) | (2019年11月19日現在) |

|               |   | 有価証券報告書(内国投資信     |
|---------------|---|-------------------|
|               | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。   | 同左                |
| 2.時価の算定方<br>法 | (1)有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に<br>関する注記)」に記載しておりま<br>す。   | (1)有価証券<br>同左     |
|               | (2)デリバティブ取引<br>「(デリバティブ取引等に関する<br>注記)」に記載しております。  | (2)デリバティブ取引<br>同左 |
|               | (3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品については、<br>短期間で決済されることから、時価<br>は帳簿価額と近似しているため、当<br>該金融商品の時価を帳簿価額として<br>おります。                  |                   |
| 価等に関す         | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左                |

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

|         |                 | 第21期            | 第22期        |
|---------|-----------------|-----------------|-------------|
| <br>種 類 | (2018年11月19日現在) | (2019年11月19日現在) |             |
| 1年      | 類               | 当計算期間の損益に       | 当計算期間の損益に   |
|         |                 | 含まれた評価差額(円)     | 含まれた評価差額(円) |
| 株       | 式               | 51,262,111      | 57,270,501  |
| 合       | 計               | 51,262,111      | 57,270,501  |

# (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

# 通貨関連

第21期(2018年11月19日現在)

| 種類        | 契約額等(円)   | うち<br>1年超 | 時価(円)     | 評価損益(円) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市場取引以外の取引 |           |           |           |         |
| 為替予約取引    |           |           |           |         |
| 買建        |           |           |           |         |
| ユーロ       | 2,988,234 | -         | 2,985,987 | 2,247   |
| デンマーククローネ | 604,227   | -         | 604,354   | 127     |
|           |           |           |           |         |
| 売 建       |           |           |           |         |
| ユーロ       | 859,980   | -         | 860,208   | 228     |
| スイスフラン    | 1,444,697 | -         | 1,444,697 | -       |
| ノルウェークローネ | 1,543,537 | 1         | 1,542,382 | 1,155   |
| 合 計       | 7,440,675 | -         | 7,437,628 | 1,193   |

# 第22期(2019年11月19日現在)

| 種類        | 契約額等(円)    | うち<br>1年超 | 時価(円)      | 評価損益(円) |
|-----------|------------|-----------|------------|---------|
| 市場取引以外の取引 |            |           |            |         |
| 為替予約取引    |            |           |            |         |
| 買建        |            |           |            |         |
| アメリカドル    | 56,874     | -         | 56,834     | 40      |
|           |            |           |            |         |
| 売 建       |            |           |            |         |
| ユーロ       | 10,297,162 | ı         | 10,335,669 | 38,507  |
| 合 計       | 10,354,036 | 1         | 10,392,503 | 38,547  |

#### (注)時価の算定方法

#### 為替予約の時価

(1)当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物 相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価 しております。
- 口)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い 発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

# (関連当事者との取引に関する注記)

| 第21期          | 第22期          |
|---------------|---------------|
| 自 2017年11月21日 | 自 2018年11月20日 |
| 至 2018年11月19日 | 至 2019年11月19日 |
| 該当事項はありません。   | 同左            |

# (1口当たり情報に関する注記)

| 第21期                 | 第22期                 |
|----------------------|----------------------|
| (2018年11月19日現在)      | (2019年11月19日現在)      |
| 1 口当たり純資産額 1.1635円   | 1 口当たり純資産額 1.1708円   |
| (1万口当たり純資産額 11,635円) | (1万口当たり純資産額 11,708円) |

# (4)【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表

株式

(2019年11月19日現在)

|     | <b>,</b>                                    |         | (2019年11月19日現在 |            |         |
|-----|---|---------|----------------|------------|---------|
| 通貨  | 」<br>銘柄                                     | 株式数     |                | 評価額        | <br> 備考 |
|     | ስ<br>ከተፈፀብ                                  | 1/八工(安文 | 単価             | 金額         | M# 5    |
| ユーロ | ENI   | 8,134   | 14.11          | 114,770.74 |         |
|     | OMV   | 1,685   | 52.90          | 89,136.50  |         |
|     | REPSOL                                      | 7,423   | 14.63          | 108,598.49 |         |
|     | ROYAL DUTCH SHELL-A                         | 5,804   | 26.85          | 155,866.42 |         |
|     | TOTAL                                       | 5,744   | 49.02          | 281,599.60 |         |
|     | ARCELORMITTAL                               | 6,551   | 14.66          | 96,063.86  |         |
|     | BASF  | 1,244   | 69.86          | 86,905.84  |         |
|     | COVESTRO AG                                 | 1,515   | 44.05          | 66,735.75  |         |
|     | CRH   | 4,226   | 33.71          | 142,458.46 |         |
|     | UPM-KYMMENE                                 | 8,394   | 30.75          | 258,115.50 |         |
|     | LEONARDO SPA                                | 12,861  | 11.24          | 144,557.64 |         |
|     | SIEMENS-REG                                 | 2,547   | 114.40         | 291,376.80 |         |
|     | DEUTSCHE POST-REG                           | 6,646   | 34.12          | 226,761.52 |         |
|     | EUROPCAR MOBILITY GROUP                     | 11,863  | 3.48           | 41,378.14  |         |
|     | CIE GENERAIE DES<br>ETABLISSEMENTS MICHELIN | 1,210   | 112.00         | 135,520.00 |         |
|     | RENAULT                                     | 1,352   | 43.52          | 58,845.80  |         |
|     | SEB   | 355     | 141.70         | 50,303.50  |         |
|     | NOS SGPS                                    | 19,398  | 5.12           | 99,414.75  |         |
|     | PUBLICIS GROUPE                             | 2,711   | 39.16          | 106,162.76 |         |
|     | CARREFOUR                                   | 11,460  | 15.32          | 175,624.50 |         |
|     | KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE<br>NV            | 8,254   | 24.12          | 199,127.75 |         |
|     | SANOFI                                      | 3,787   | 84.41          | 319,660.67 |         |

| 1    | 1                           |           | 1       | 有141並分報古書(内<br><b>1</b> |
|------|-----------------------------|-----------|---------|-------------------------|
|      | BANCO BPM SPA               | 38,941    | 2.03    | 79,244.93               |
|      | BAWAG GROUP                 | 905       | 37.38   | 33,828.90               |
|      | BNP PARIBAS                 | 4,085     | 50.59   | 206,660.15              |
|      | CATXABANK                   | 68,472    | 2.64    | 180,903.02              |
|      | ERSTE GROUP BANK            | 2,204     | 32.67   | 72,004.68               |
|      | ING GROEP NV-CVA            | 20,125    | 10.48   | 211,071.00              |
|      | INTESA SANPAOLO             | 70,633    | 2.35    | 165,987.55              |
|      | FLOW TRADERS                | 1,769     | 22.06   | 39,024.14               |
|      | ALLIANZ-REG                 | 618       | 218.05  | 134,754.90              |
|      | AXA                         | 6,113     | 25.15   | 153,741.95              |
|      | SCOR                        | 1,698     | 37.95   | 64,439.10               |
|      | CAPGEMINI                   | 1,410     | 107.50  | 151,575.00              |
|      | SAP                         | 1,338     | 122.06  | 163,316.28              |
|      | DEUTSCHE TELEKOM            | 12,676    | 15.20   | 192,776.60              |
|      | ORANGE                      | 14,224    | 14.77   | 210,088.48              |
|      | TELEFONICA                  | 24,562    | 6.69    | 164,467.15              |
|      | EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL    | 38,575    | 3.76    | 145,312.02              |
|      | ユーロ小計                       | 441,512   |         | 5,618,180.84            |
|      |                             |           |         | (674,968,246)           |
| イギリス | BP                          | 38,493    | 5.01    | 193,157.87              |
| ポンド  | ROYAL DUTCH SHELL-B         | 4,555     | 22.76   | 103,671.80              |
|      | DS SMITH                    | 29,554    | 3.82    | 113,162.26              |
|      | ESSENTRA                    | 25,348    | 4.10    | 104,028.19              |
|      | ROLLS-ROYCE HOLDINGS-ENT    | 477,848   | 0.00    | 477.84                  |
|      | BABCOCK INTERNATIONAL GROUP | 18,962    | 5.32    | 100,991.61              |
|      | EASYJET                     | 7,675     | 12.76   | 97,971.37               |
|      | COATS GROUP                 | 169,641   | 0.74    | 125,788.80              |
|      | JD SPORTS FASHION           | 18,033    | 7.70    | 138,854.10              |
|      | NEXT                        | 1,957     | 67.26   | 131,627.82              |
|      | TESCO                       | 87,679    | 2.35    | 206,308.68              |
|      | BRITISH AMERICAN TOBACCO    | 5,064     | 28.78   | 145,741.92              |
|      | MCBRIDE                     | 71,046    | 0.78    | 55,984.24               |
|      | MCBRIDE-ENT CREST           | 1,278,828 | 0.00    | 1,278.82                |
|      | BARCLAYS                    | 120,741   | 1.70    | 205,646.07              |
|      | LEGAL & GENERAL GROUP       | 30,193    | 2.80    | 84,751.75               |
|      | BT GROUP                    | 38,215    | 1.92    | 73,579.16               |
|      | イギリスポンド小計                   | 2,423,832 |         | 1,883,022.30            |
|      |                             |           |         | (264,734,105)           |
| スイス  | ADECCO GROUP                | 2,604     | 60.76   | 158,219.04              |
| フラン  | NOVARTIS                    | 2,430     | 89.20   | 216,756.00              |
|      | ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN   | 1,111     | 299.85  | 333,133.35              |
|      | INCOME MOLDING OFFICERS     |           | 200.001 | 000,100.001             |

|       | スイスフラン小計              | 15,112    |          | 815,981.40      |  |
|-------|-----------------------|-----------|----------|-----------------|--|
|       |                       |           |          | (89,504,999)    |  |
| ノルウェー | EQUINOR               | 7,135     | 174.30   | 1,243,630.50    |  |
| クローネ  | ORKLA                 | 9,882     | 86.74    | 857,164.68      |  |
|       | ノルウェークローネ小計           | 17,017    |          | 2,100,795.18    |  |
|       |                       |           |          | (24,999,462)    |  |
| デンマーク | A P MOLLER - MAERSK-B | 131       | 9,640.00 | 1,262,840.00    |  |
| クローネ  | CARLSBERG-B           | 798       | 968.80   | 773,102.40      |  |
|       | デンマーククローネ小計           | 929       |          | 2,035,942.40    |  |
|       |                       |           |          | (32,737,953)    |  |
|       | 合計                    | 2,898,402 |          | 1,086,944,765   |  |
|       |                       |           |          | (1,086,944,765) |  |

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
  - 3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
  - 4. 外貨建有価証券の内訳

| ·// s.2-15/miles 97500 |    |      |          |            |  |
|------------------------|----|------|----------|------------|--|
| 通貨                     |    | 銘柄数  | 組入株式時価比率 | 合計金額に対する比率 |  |
| ユーロ                    | 株式 | 39銘柄 | 100.00%  | 62.10%     |  |
| イギリスポンド                | 株式 | 17銘柄 | 100.00%  | 24.36%     |  |
| スイスフラン                 | 株式 | 4 銘柄 | 100.00%  | 8.23%      |  |
| ノルウェークローネ              | 株式 | 2 銘柄 | 100.00%  | 2.30%      |  |
| デンマーククローネ              | 株式 | 2 銘柄 | 100.00%  | 3.01%      |  |

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】(2019年12月30日現在)

| 資産総額             | 1,168,576,003 円 |
|------------------|-----------------|
| 負債総額             | 2,259,261 円     |
| 純資産総額( - )       | 1,166,316,742 円 |
| 発行済数量            | 953,829,659 🗆   |
| 1 単位当たり純資産額( / ) | 1.2228 円        |

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

| 名義書換       | 該当事項はありません。   |
|------------|---|
| 受益者等に対する特典 | 該当事項はありません。   |
| 譲渡制限の内容    | 譲渡制限は設けておりません。  |
| 受益証券の不発行   | 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振                                      |
|            | 替受益権を表示する受益証券を発行しません。   |
|            | 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を                                      |
|            | 発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券へ                                      |
|            | │ の変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 │                                  |
|            | の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。                                       |
| 受益権の譲渡     | 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受                                       |
|            | 益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている                                       |
|            | 振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしま                                       |
|            | す。  |
|            | 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該   |
|            | 譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受                                       |
|            | 人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口                                       |
|            | 座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の  <br>  振碁機関策が振舞なりなる                   |
|            | 振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲                                       |
|            | │ 受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替 │<br>│ 機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたが │ |
|            | 機関等の工位機関を含めます。 )に社派法の規定にしたが                                       |
|            | い、議支人の派音光口座に支温権の口数の追加の記載なたは   記録が行なわれるよう通知するものとします。               |
|            | 上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対  |
|            | 象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係                                       |
|            | る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が                                       |
|            | 異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたは                                       |
|            | やむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振                                       |
|            | 替停止期間を設けることができます。   |
| 受益権の譲渡の対抗要 | 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなけれ                                      |
| 件          | ば、委託会社および受託会社に対抗することができません。                                       |
| 受益権の再分割    | 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一                                      |
|            | 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。   |
| 質権口記載または記録 | 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている                                      |
| の受益権の取り扱い  | 受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、                                      |
|            | 換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規                                      |
|            | │ 定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われま │                                   |
|            | す。  |

# 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

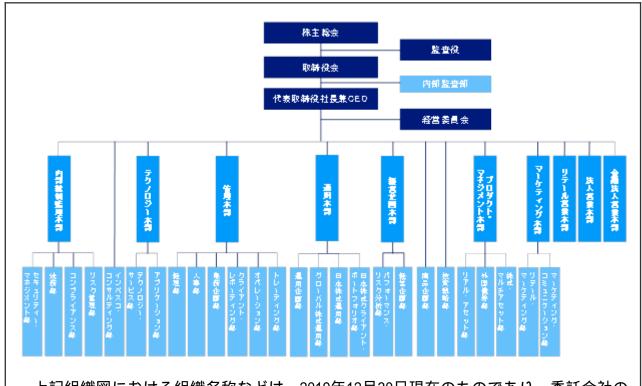
1【委託会社等の概況】

# (1)資本金の額

| 2019年12月30日<br>現在の状況    | 資本金:4,000百万円<br>発行可能株式総数:56,400株<br>発行済株式総数:40,000株 |
|-------------------------|---|
| 直近5カ年における主<br>な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。   |

# (2)委託会社等の機構

# 組織図



上記組織図における組織名称などは、2019年12月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

# 会社の意思決定機構

| 取締役会        | 取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。<br>取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。                       |
|-------------|---|
| 代表取締役社長兼CEO | 代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。   |
| 経営委員会       | 取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを<br>議長とし、原則として隔月で開催されます。<br>経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役<br>会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関<br>する重要な事項を協議・決定します。 |

# 投資運用に関する意思決定プロセス

| Plan (計画) | 基本的な運用方針は、投資戦略委員会(原則、月次で開催)で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポー     |
|-----------|--|
|           | │ トフォリオ構築/戦略会議(原則、週次あるいは日次で開催)を<br>│ 経て決定されます。               |
|           | 柱し人足と16より。   |
| Do (実行)   | 運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会また<br>は運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用 |
|           | 本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および                                 |
|           | │ 運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。                                   |
| See (検証)  | 運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、隔月で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果   |
|           | をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。                                    |
|           | │ また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関                               |
|           | 連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、                                 |
|           | 運用の信頼性・安定性の確保を図ります。  |

# 2【事業の内容及び営業の概況】

| 事業の内容     | 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会<br>社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金<br>融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資<br>運用業)を行っています。<br>また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。 |           |                  |  |  |
|-----------|--|-----------|------------------|--|--|
| 運用する投資信託財 |  |           | (2019年12月30日現在)  |  |  |
| 産の合計純資産総額 | 基本的性格 ファンド数 純資産総額(単位:百万円)  |           |                  |  |  |
|           | 株式投資信託 114 1,478,298   |           |                  |  |  |
|           | 公社債投資信託  |           |                  |  |  |
|           | 合 計  | 114       | 1,478,298        |  |  |
|           | * ファンド数および純  | 資産総額は、親投資 | <b>資信託を除きます。</b> |  |  |

# 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府 令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 1.財務諸表

# (1)【貸借対照表】

|           | 前事業年度         |           | (             |           |
|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|
|           | (2017年12月31日) |           | (2018年12月31日) |           |
| 科目        | 内訳            | 金額        | 内訳            | 金額        |
| (資産の部)    |               |           |               |           |
| 流動資産      |               |           |               |           |
| 預金        |               | 4,986,282 |               | 2,394,399 |
| 前払費用      |               | 89,406    |               | 93,498    |
| 未収入金      |               | 606,560   |               | 830,023   |
| 未収委託者報酬   |               | 464,530   |               | 432,532   |
| 未収運用受託報酬  |               | 606,201   |               | 574,921   |
| 未収投資助言報酬  |               | 11,221    |               | 14,244    |
| 未収還付法人税等  |               | -         |               | 160,546   |
| 短期貸付金 1   |               | -         |               | 2,000,000 |
| 繰延税金資産    |               | 220,738   |               | -         |
| その他の流動資産  |               | 392       |               | 524       |
| 流動資産計     |               | 6,985,333 |               | 6,500,692 |
| 固定資産      |               |           |               |           |
| 有形固定資産 2  |               |           |               |           |
| 建物附属設備    | 110,533       |           | 97,281        |           |
| 器具備品      | 53,653        |           | 57,676        |           |
| 建設仮勘定     | 41,358        |           | 328           |           |
| リース資産     | 4,946         | 210,492   | 1,978         | 157,265   |
| 無形固定資産    |               |           |               |           |
| ソフトウェア    | 9,793         |           | 64,736        |           |
| ソフトウェア仮勘定 | 16,190        |           | 4,228         |           |
| 電話加入権     | 3,972         |           | 3,972         |           |
| のれん       | 312,232       |           | 287,253       |           |
| 顧客関連資産    | 1,673,707     | 2,015,895 | 1,539,810     | 1,900,002 |
| 投資その他の資産  |               |           |               |           |
| 投資有価証券    | 3,686         |           | 5,097         |           |
| 差入保証金     | 384,874       |           | 387,318       |           |
| その他の投資    | 3,143         | 391,704   | 3,213         | 395,628   |
| 固定資産計     |               | 2,618,092 |               | 2,452,896 |
| 資産合計      |               | 9,603,426 |               | 8,953,588 |
|           |               |           |               |           |

| (2017年12月31日) (2018年12月31日)   (2018年12月31日)   (力配 全額 内部 全額 内部 全額 内部 全額 内部 全額 内部 会額 内部 会額 内部 会額 内部 会額 日本   |                 | 前事業年度  |           | (単位・〒ロ <i>)</i><br>当事業年度 |           |
|---|-----------------|--|-----------|--------------------------|-----------|
| 特別  |                 |  |           |                          |           |
| (負債の部)<br>流動負債<br>預り金   | <br>  科目        |  |           |                          |           |
| 預り金 リース債務 未払金 未払手数料 120,298 をの他未払金 254,392 374,691 198,771 296,040 452,262 未払消費税等 24,738 31,944 1,158,769 1,159,420 20,183 2,283,068 固定負債 長期預り金 17,535 117,535 17,57,068 固定負債 4,255 国定負債計 6,262 (無疑避稅金負債 4,255 (經資產の部) 株主資本 2,466 (未24,738 (元) 1,406,953 1,406  | (負債の部)          |  |           |                          |           |
| リース債務<br>未払金<br>未払手数料<br>その他未払金<br>未払費用<br>未払法人税等<br>未払消費税等<br>賞与引当金<br>その他の流動負債<br>活動負債計<br>同<br>記定負債<br>長期預り金<br>リース債務<br>退職総付引当金<br>役員退職配労引当金<br>役員退職配労引当金<br>負債合計<br>負債合計<br>負債合計<br>(純資産の部)<br>株主資本<br>資本華償金<br>資本単常金<br>計利益剰余金<br>操越利益剰余金<br>操越利益剰余金<br>利益剩余金<br>持価・換算差額等合計<br>地資産合計     120,298<br>254,392<br>120,298<br>254,392<br>196,203<br>197,269<br>196,203<br>196,203<br>197,269<br>196,203<br>196,203<br>117,535<br>2,178<br>2,278<br>3,066<br>82,225<br>3,164,950<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>1,030,758<br>834,830<br>6,437,711<br>6,241,783<br>6,242,138       中の他利益剰余金<br>経過利益剰余金<br>経過利益剰余金<br>経過利益剰余金<br>経過利益剰余金<br>経過利益剰余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>経過利益利余金<br>(6,241,783<br>(6,241,783<br>(6,242,138   | │<br>│流動負債      |  |           |                          |           |
| 未払金     120,298     97,269       その他未払金     254,392     374,691     198,771     296,040       未払費用     196,263     227,830       未払法負税等     452,262     -     -       未払消費税等     24,738     31,944       賞与引当金     1,158,769     1,139,420       その他の流動負債     30,108     20,183       流動負債計     2,283,068     1,757,068       固定負債     117,535     117,535       リース債務     2,178     -       退職総付引当金     589,090     652,632       役員退職制労引当金     86,457     98,981       資産除去債務     82,365     82,225       場延税金負債     3,164,950     2,711,450       (純資産の部)     4,000,000     4,000,000       資本軟余金     3,164,950     2,711,450       (純資産の部)     4,000,000     4,000,000       資本軟余金     1,406,953     1,406,953     1,406,953       利益剩余金     1,406,953     1,406,953     1,406,953       利益剩余金     1,030,758     834,830     834,830       科益剩余金合計     1,030,758     834,830     834,830       財産     1,030,758     6,437,711     6,241,783       評価・換算差額等     763     354       その他有価証券評価を額金     763     354       計価・換算差額等 <td>預り金</td> <td></td> <td>42,997</td> <td></td> <td>39,469</td>   | 預り金             |  | 42,997    |                          | 39,469    |
| 未払手数料   | リース債務           |  | 3,236     |                          | 2,178     |
| その他未払金     254,392     374,691     196,771     296,040       未払費用     196,263     227,830       未払活人税等     452,262     -       未払消費税等     24,738     31,942       すの他の流動負債     30,108     20,183       ご食債     117,535     1,757,068       固定負債     117,535     117,535       リース債務     2,178     -       退職給付引当金     86,457     98,981       資産除法債務     82,365     82,225       線延税金負債     4,255     3,006       固定負債計     881,882     954,381       負債合計     3,164,950     4,000,000       資本剩余金     4,000,000     4,000,000       資本業権金     1,406,953     1,406,953     1,406,953       資本業権金     1,030,758     1,030,758     834,830     834,830       利益剩余金     1,030,758     1,030,758     834,830     834,830       科益剩余金合計     1,030,758     1,030,758     834,830     6,241,783       評価・換算差額等     763     354       評価・換算差額等合計     763     354       統資産合計     763     354       未述利益会     6,242,138  | 未払金             |  |           |                          |           |
| 未払費用<br>未払法人税等<br>未払法人税等<br>未払消費税等<br>賞与引当金<br>その他の流動負債<br>流動負債計<br>固定負債<br>長期預り金<br>リース債務<br>退職給付引当金<br>役員退職慰労引当金<br>資産除去債務<br>場近負債<br>固定負債計<br>固定負債計<br>負債合計<br>(純資産の部)<br>株主資本<br>資本準備金<br>資本率備金<br>利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科益剩余金<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>科达数人或者<br>有达数人。<br>有达数人。<br>第达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,<br>有达人,  | 未払手数料           | 120,298  |           | 97,269                   |           |
| 未払法人税等       452,262       -         未払消費税等       24,738       31,944         賞与引当金       1,158,769       1,139,420         その他の流動負債       30,108       20,183         流動負債計       2,283,068       1,757,068         固定負債       117,535       117,535         リース債務       2,178       -         退職給付引当金       559,090       652,632         復產除去債務       82,365       82,225         繰延税金負債       4,255       3,006         固定負債計       881,882       954,381         負債合計       3,164,950       2,711,450         株主資本       4,000,000       4,000,000         資本準備金       1,406,953       1,406,953       1,406,953         資本專業金       4,000,000       4,000,000       4,000,000         資本專業金       1,406,953       1,406,953       1,406,953         資本專業金       1,406,953       1,406,953       1,406,953         利益剩余金       1,030,758       834,830       834,830         科益剩余金       1,030,758       834,830       834,830         科益剩余金       1,030,758       6,437,711       6,241,783         評価・換算差額等合計       763       6,437,711       6,241,783      <   | その他未払金          | 254,392  | 374,691   | 198,771                  | 296,040   |
| 未払消費税等<br>賞与引当金<br>その他の流動負債<br>流動負債計     24,738<br>1,158,769<br>30,108<br>2,283,068     31,944<br>1,139,420<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,183<br>20,1 | 未払費用            |  | 196,263   |                          | 227,830   |
| 世帯の他の流動負債   | │<br>│ 未払法人税等   |  | 452,262   |                          | -         |
| その他の流動負債   30,108   20,183   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1,753   1,753   1,757,068   1,753   1,757,068   1,753   1  |                 |  | 24,738    |                          | 31,944    |
| 注意  | 賞与引当金           |  | 1,158,769 |                          | 1,139,420 |
| 固定負債 長期預り金 リース債務 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 資産除去債務 組職受力計算を 負債合計 (純資産の部) 株主資本 資本準備金 別本剰余金 資本準備金 経規利益剰余金 経規利益利余金 経規利益利余会 経規利益利余金 経規利益利余金 経規利益利余金 経規利益利余金 経規利益利余会 経規利益利余会 経規利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益利益  | その他の流動負債        |  | 30,108    |                          | 20,183    |
| 長期預り金<br>リース債務<br>退職給付引当金<br>役員退職慰労引当金<br>資産除去債務<br>繰延税金負債<br>固定負債計<br>負債合計<br>(純資産の部)     117,535<br>589,090<br>86,457<br>98,981<br>82,365<br>4,255<br>3,006<br>881,882<br>954,381<br>2,711,450     225<br>3,006<br>881,882<br>954,381<br>2,711,450       横直合計<br>(純資産の部)     4,000,000<br>4,000,000<br>4,000,000<br>3本剰余金<br>資本利余金<br>6本利金利余金<br>4,000,000<br>3本利益剰余金<br>4,000,000<br>4,000,000<br>4,000,000<br>4,000,000   | 流動負債計           |  | 2,283,068 |                          | 1,757,068 |
| リース債務       2,178       -         退職給付引当金       589,090       652,632         役員退職慰労引当金       86,457       98,981         資産除去債務       82,365       82,225         繰延税金負債       4,255       3,006         固定負債計       881,882       954,381         負債合計       3,164,950       2,711,450         株主資本       4,000,000       4,000,000         資本判余金       1,406,953       1,406,953       1,406,953         資本組分金会計       1,406,953       1,406,953       1,406,953         利益剩余金       1,030,758       834,830       834,830         科益剩余金合計       1,030,758       834,830       834,830         株主資本合計       6,241,783       6,241,783         評価・換算差額等       763       354         統資產合計       763       354         統資產合計       763       354         統資產合計       6,242,138       6,242,138   | 固定負債            |  |           |                          |           |
| 退職給付引当金   | 長期預り金           |  | 117,535   |                          | 117,535   |
| 役員退職慰労引当金<br>資産除去債務<br>繰延税金負債<br>固定負債計<br>負債合計<br>(純資産の部)<br>株主資本<br>資本組余金<br>資本単備金<br>(資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金<br>利益剰余金合計<br>株主資本合計<br>存の他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計   | リース債務           |  | 2,178     |                          | -         |
| 資産除去債務<br>繰延税金負債82,365<br>4,255<br>3,00682,225<br>3,006固定負債計<br>負債合計<br>(純資産の部)881,882<br>3,164,950954,381<br>2,711,450株主資本<br>資本金<br>資本剰余金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金<br>保越利益剰余金<br>保越利益剰余金<br>保越利益利金会合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>市価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>統資産合計1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,9531,406,953<br>1,406,9531,030,758<br>6,241,783834,830<br>6,241,7831,030,758<br>6,242,138834,830<br>6,242,138   | 退職給付引当金         |  | 589,090   |                          | 652,632   |
| #延税金負債  | ——<br>役員退職慰労引当金 |  | 86,457    |                          | 98,981    |
| 固定負債計<br>負債合計<br>(純資産の部)881,882<br>3,164,950954,381株主資本<br>資本金<br>資本和余金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金<br>保越利益剰余金<br>特主資本合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>特別差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,95  | │<br>│ 資産除去債務   |  | 82,365    |                          | 82,225    |
| 負債合計 (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (純資産の部)   (共産資本  | 操延税金負債<br>      |  | 4,255     |                          | 3,006     |
| (純資産の部)<br>株主資本<br>資本金<br>資本無備金<br>資本準備金<br>資本利余金合計<br>利益剩余金<br>その他利益剰余金<br>利益剩余金合計<br>株主資本合計<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計  | 固定負債計           |  | 881,882   |                          | 954,381   |
| 株主資本<br>資本金<br>資本剰余金<br>資本準備金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益利余金合計<br>株主資本合計<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計   | 負債合計            |  | 3,164,950 |                          | 2,711,450 |
| 資本金<br>資本剰余金<br>資本準備金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>利益剰余金合計<br>根註資本合計<br>株主資本合計<br>特算差額等<br>中価・換算差額等合計<br>純資産合計1,406,953<br>1,406,9531,406,953<br>1,406,9531,406,953<br>1,406,9531,030,758<br>6,437,711834,830<br>6,438,475834,830<br>6,242,138  | (純資産の部 )        |  |           |                          |           |
| 資本製余金<br>資本準備金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金<br>利益剰余金合計<br>利益剰余金合計<br>株主資本合計<br>株主資本合計<br>株工資本合計<br>作換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計  | 株主資本            |  |           |                          |           |
| 資本準備金<br>資本剰余金合計<br>利益剰余金<br>名<br>利益剰余金<br>科益剰余金<br>科益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金<br>利益剰余金合計<br>株主資本合計<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,406,953<br>1,40  | 資本金             |  | 4,000,000 |                          | 4,000,000 |
| 資本剰余金合計1,406,9531,406,953利益剰余金4,030,758834,830利益剰余金合計1,030,758834,830株主資本合計6,437,7116,241,783評価・換算差額等763354評価・換算差額等合計6,438,4756,242,138   | 資本剰余金           |  |           |                          |           |
| 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産合計 をのは有価を対象を含計 をのは有価を対象を表します。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また  | 資本準備金           | 1,406,953                                      | 1,406,953 | 1,406,953                | 1,406,953 |
| その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金<br>利益剰余金合計<br>株主資本合計<br>評価・換算差額等<br>その他有価証券評価差額金<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計  1,030,758  | 資本剰余金合計         |  | 1,406,953 |                          | 1,406,953 |
| 繰越利益剰余金1,030,7581,030,758834,830834,830利益剰余金合計<br>株主資本合計<br>評価・換算差額等<br>評価・換算差額等合計<br>純資産合計1,030,758<br>6,437,711834,830<br>6,241,783763<br>純資産合計763<br>6,438,475354<br>6,242,138   | 利益剰余金           |  |           |                          |           |
| 利益剰余金合計<br>株主資本合計1,030,758834,830株主資本合計6,437,7116,241,783評価・換算差額等763354評価・換算差額等合計763354純資産合計6,438,4756,242,138  | その他利益剰余金        |  |           |                          |           |
| 株主資本合計6,241,783評価・換算差額等763評価・換算差額等合計763純資産合計6,438,475   | 繰越利益剰余金         | 1,030,758                                      | 1,030,758 | 834,830                  | 834,830   |
| 評価・換算差額等763354ご評価・換算差額等合計763354純資産合計6,438,4756,242,138  | 利益剰余金合計         |  | 1,030,758 |                          | 834,830   |
| その他有価証券評価差額金763354評価・換算差額等合計763354純資産合計6,438,4756,242,138   | 株主資本合計          |  | 6,437,711 |                          | 6,241,783 |
| 評価・換算差額等合計763354純資産合計6,438,4756,242,138   | 評価・換算差額等        |  |           |                          |           |
| 純資産合計 6,438,475 6,242,138   | その他有価証券評価差額金    |  | 763       |                          | 354       |
|   | 評価・換算差額等合計      |  | 763       |                          | 354       |
| 負債・純資産合計 9,603,426 8,953,588  | 純資産合計           |  | 6,438,475 |                          | 6,242,138 |
|   | 負債・純資産合計        |  | 9,603,426 |                          | 8,953,588 |
|   |                 | <u>                                       </u> |           |                          |           |

# (2)【損益計算書】

|  | 前事第       |           |              |           |
|--|-----------|-----------|--------------|-----------|
|  |           | 7年4月1日    | (自 2018年1月1日 |           |
|  | `         | 7年12月31日) | ,            | 3年12月31日) |
| 科目   | 内訳        | 金額        | 内訳           | 金額        |
| 営業収益   |           |           |              |           |
| 委託者報酬  |           | 1,852,178 |              | 2,520,359 |
| 運用受託報酬   |           | 1,881,211 |              | 2,718,513 |
| 投資助言報酬   |           | 42,299    |              | 78,933    |
| その他営業収益  |           | 3,069,058 |              | 3,467,662 |
| 営業収益計  |           | 6,844,748 |              | 8,785,469 |
| 営業費用   |           |           |              |           |
| 支払手数料  |           | 691,795   |              | 870,147   |
| 広告宣伝費  |           | 57,909    |              | 109,079   |
| 調査費  |           |           |              |           |
| 調査費  | 210,421   |           | 308,246      |           |
| 委託調査費  | 461,935   |           | 774,827      |           |
| 図書費  | 1,631     | 673,988   | 1,984        | 1,085,058 |
| 委託計算費  |           | 255,988   |              | 344,946   |
| 営業雑経費  |           |           |              |           |
| 通信費  | 14,681    |           | 19,794       |           |
| 印刷費  | 54,192    |           | 70,434       |           |
| 協会費  | 9,294     | 78,167    | 12,691       | 102,921   |
| 営業費用計  |           | 1,757,849 |              | 2,512,154 |
| 一般管理費  |           |           |              |           |
| 給料   |           |           |              |           |
| 役員報酬   | 74,357    |           | 99,143       |           |
| 給料・手当  | 1,247,994 |           | 1,762,821    |           |
| 賞与   | 265,086   | 1,587,439 | 386,987      | 2,248,952 |
| 交際費  |           | 53,074    |              | 53,222    |
| 寄付金  |           | 1,100     |              | 1,191     |
| 旅費交通費  |           | 149,277   |              | 179,085   |
| 租税公課   |           | 63,175    |              | 83,433    |
| 不動産賃借料   |           | 263,924   |              | 372,163   |
| 退職給付費用   |           | 160,315   |              | 170,276   |
| 人<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一<br>一 |           | 11,383    |              | 12,524    |
| 賞与引当金繰入額   |           | 915,757   |              | 1,139,420 |
| 減価償却費  |           | 155,186   |              | 212,422   |
| 福利厚生費  |           | 207,104   |              | 267,659   |
| a  |           | 1,002,663 |              | 1,352,114 |
| 一般管理費計   |           | 4,570,402 |              | 6,092,465 |
| 営業利益   |           | 516,495   |              | 180,849   |

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

|   | 前重道     | <br>業年度                                 |          |               |  |
|---|---------|---|----------|---------------|--|
|   |         | ₩ 〒 / /2<br>7年4月1日                      |          | €/2<br>8年1月1日 |  |
|   | , · · · |   | <b>,</b> |               |  |
| TV E  |         | 7年12月31日)                               |          | 3年12月31日)     |  |
| 科目  | 内訳      | 金額                                      | 内訳       | 金額            |  |
| 営業外収益   |         |   |          |               |  |
| 受取利息 1  |         | 0                                       |          | 30,888        |  |
| 保険配当金   |         | 4,489                                   |          | 4,496         |  |
| 雑益  |         | 33,940                                  |          | 1,139         |  |
| 営業外収益計  |         | 38,429                                  |          | 36,524        |  |
| 営業外費用   |         |   |          |               |  |
| 支払利息  |         | 58                                      |          | 45            |  |
| 為替換算差損<br>為替換算差損                                |         | 695                                     |          | 2,537         |  |
| □ 固定資産除却損 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |         | -                                       |          | 41            |  |
|   |         | 118                                     |          | 0             |  |
| 当業外費用計<br>営業外費用計                                |         | 871                                     |          | 2,624         |  |
| 経常利益  |         | 554,053                                 |          | 214,749       |  |
|   |         | ·                                       |          | ·             |  |
|   |         | 554,053                                 |          | 214,749       |  |
| 法人税、住民税及び事業税                                    |         | 546,803                                 |          | 191,008       |  |
| 法人税等調整額   |         | 66,177                                  |          | 219,669       |  |
| 法人税等計   |         | 480,625                                 |          | 410,678       |  |
| 当期純利益又は当期純損失( )                                 |         | 73,427                                  |          | 195,928       |  |
|   |         | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |          | ,.            |  |
| I   | I       | I                                       |          | I             |  |

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

|          | 株主資本      |           |              |             |           |           |
|----------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|
|          |           | 資本剰余金     |              | 利益乗         |           |           |
|          | 資本金       | 資本剰余金     | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金       | 株主資本      |           |
|          |           | 資本準備金     | 合計           | 繰越利益<br>剰余金 | 合計        | 合計        |
| 当期首残高    | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953    | 2,457,330   | 2,457,330 | 7,864,283 |
| 当期変動額    |           |           |              |             |           |           |
| 当期純利益    |           |           |              | 73,427      | 73,427    | 73,427    |
| 剰余金の配当   |           |           |              | 1,500,000   | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 株主資本以外の項 |           |           |              |             |           |           |
| 目の当期の変動額 |           |           |              |             |           |           |
| (純額)     |           |           |              |             |           |           |
| 当期変動額合計  | -         | -         |              | 1,426,572   | 1,426,572 | 1,426,572 |
| 当期末残高    | 4,000,000 | 1,406,953 | 1,406,953    | 1,030,758   | 1,030,758 | 6,437,711 |

|          | 評価・換         |            |           |
|----------|--------------|------------|-----------|
|          | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | 純資産合計     |
| 当期首残高    | 467          | 467        | 7,864,751 |
| 当期変動額    |              |            |           |
| 当期純利益    |              |            | 73,427    |
| 剰余金の配当   |              |            | 1,500,000 |
| 株主資本以外の項 |              |            |           |
| 目の当期の変動額 |              |            |           |
| (純額)     | 296          | 296        | 296       |
| 当期変動額合計  | 296          | 296        | 1,426,277 |
| 当期末残高    | 763          | 763        | 6,438,475 |

# 当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

|                              | 株主資本      |             |           |              |           |           |  |
|------------------------------|-----------|-------------|-----------|--------------|-----------|-----------|--|
|                              |           | 資本剰余金 資本剰余金 |           | 利益剰余金        |           |           |  |
|                              | 資本金       |             |           | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金     | 株主資本      |  |
|                              |           | 資本準備金       | 合計        | 繰越利益<br>剰余金  | 合計        | 合計        |  |
| 当期首残高                        | 4,000,000 | 1,406,953   | 1,406,953 | 1,030,758    | 1,030,758 | 6,437,711 |  |
| 当期変動額                        |           |             |           |              |           |           |  |
| 当期純損失( )                     |           |             |           | 195,928      | 195,928   | 195,928   |  |
| 株主資本以外の項<br>目の当期の変動額<br>(純額) |           |             |           |              |           |           |  |
| 当期変動額合計                      | -         | -           | -         | 195,928      | 195,928   | 195,928   |  |
| 当期末残高                        | 4,000,000 | 1,406,953   | 1,406,953 | 834,830      | 834,830   | 6,241,783 |  |

|          | 評価・換         | 算差額等       |           |
|----------|--------------|------------|-----------|
|          | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | 純資産合計     |
| 当期首残高    | 763          | 763        | 6,438,475 |
| 当期変動額    |              |            |           |
| 当期純損失( ) |              |            | 195,928   |
| 株主資本以外の項 |              |            |           |
| 目の当期の変動額 |              |            |           |
| (純額)     | 408          | 408        | 408       |
| 当期変動額合計  | 408          | 408        | 196,336   |
| 当期末残高    | 354          | 354        | 6,242,138 |

# [注記事項]

#### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

## (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はあ りません。

#### (2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を 計上しております。

## (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支 給額を計上しております。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

# 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差 益又は為替換算差損として処理しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## (2)決算期の変更

2017年6月23日開催の定時株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期末を3月31日から12月31日に変更しました。したがって、前事業年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9カ月間となっております。

#### (未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### 1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## 2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

|       |               | (単位:千円)       |
|-------|---------------|---------------|
|       | 前事業年度         | 当事業年度         |
|       | (2017年12月31日) | (2018年12月31日) |
| 短期貸付金 | -             | 2,000,000     |

# 2 有形固定資産の減価償却累計額

|                |               | (単位:十円)       |
|----------------|---------------|---------------|
|                | 前事業年度         | 当事業年度         |
|                | (2017年12月31日) | (2018年12月31日) |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 322,242       | 361,616       |

## (損益計算書関係)

# 1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

|      |                | (単位:千円)        |
|------|----------------|----------------|
|      | 前事業年度          | 当事業年度          |
|      | (自 2017年4月1日   | (自 2018年1月1日   |
|      | 至 2017年12月31日) | 至 2018年12月31日) |
| 受取利息 | -              | 30,888         |

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 40,000  | -  | -  | 40,000 |

## 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

| 決議                     | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 配当の<br>原資 | 1株当た<br>り配当額<br>(円) | 基準日             | 効力<br>発生日       |
|------------------------|-----------|--------------------|-----------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 2017年 6 月23日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 1,500,000          | 利益<br>剰余金 | 37,500              | 2017年<br>3 月31日 | 2017年<br>6 月24日 |

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 40,000  | -  | -  | 40,000 |

- 2.配当に関する事項
  - (1)配当金支払額 該当事項はありません。
  - (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

1.オペレーティング・リース取引

#### (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

|     | 前事業年度<br>(2017年12月31日) | 当事業年度<br>(2018年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 249,762                | 249,762                |
| 1年超 | 666,032                | 416,270                |
| 合計  | 915,794                | 666,032                |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

## (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金 (主にグループ本社より資本増資)を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない 方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、 国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

## 前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

|             | 貸借対照表       | 0.4./ / * \ | 辛茄    |
|-------------|-------------|-------------|-------|
|             | 計上額(*)      | 時価(*)       | 差額    |
| (1)預金       | 4,986,282   | 4,986,282   | -     |
| (2)未収入金     | 606,560     | 606,560     | -     |
| (3)未収委託者報酬  | 464,530     | 464,530     | -     |
| (4)未収運用受託報酬 | 606,201     | 606,201     | -     |
| (5)未収投資助言報酬 | 11,221      | 11,221      | -     |
| (6)投資有価証券   |             |             |       |
| その他有価証券     | 3,686       | 3,686       | -     |
| (7)差入保証金    | 384,874     | 383,650     | 1,224 |
| 資産計         | 7,063,354   | 7,062,130   | 1,224 |
| (1)預り金      | (42,997)    | (42,997)    | -     |
| (2)未払手数料    | (120,298)   | (120,298)   | -     |
| (3)その他未払金   | (254,392)   | (254,392)   | -     |
| (4)未払費用     | (196,263)   | (196,263)   | -     |
| (5)未払法人税等   | (452,262)   | (452,262)   | -     |
| (6)未払消費税等   | (24,738)    | (24,738)    | -     |
| (7)長期預り金    | (117,535)   | (117,143)   | 391   |
| 負債計         | (1,208,485) | (1,208,095) | 391   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

# 当事業年度(2018年12月31日)

|             | 貸借対照表     | D±/A=/*\  | 羊茄 |
|-------------|-----------|-----------|----|
|             | 計上額(*)    | 時価(*)     | 差額 |
| (1)預金       | 2,394,399 | 2,394,399 | -  |
| (2)未収入金     | 830,023   | 830,023   | -  |
| (3)未収委託者報酬  | 432,532   | 432,532   | -  |
| (4)未収運用受託報酬 | 574,921   | 574,921   | -  |
| (5)未収投資助言報酬 | 14,244    | 14,244    | -  |
| (6)未収還付法人税等 | 160,546   | 160,546   | -  |
| (7)短期貸付金    | 2,000,000 | 2,000,000 | -  |

|           | i e       |           |    |
|-----------|-----------|-----------|----|
| (8)投資有価証券 |           |           |    |
| その他有価証券   | 5,097     | 5,097     | -  |
| (9)差入保証金  | 387,318   | 387,372   | 53 |
| 資産計       | 6,799,084 | 6,799,138 | 53 |
| (1)預り金    | (39,469)  | (39,469)  | -  |
| (2)未払手数料  | (97,269)  | (97,269)  | -  |
| (3)その他未払金 | (198,771) | (198,771) | -  |
| (4)未払費用   | (227,830) | (227,830) | -  |
| (5)未払消費税等 | (31,944)  | (31,944)  | -  |
| (6)長期預り金  | (117,535) | (117,552) | 17 |
| 負債計       | (712,821) | (712,838) | 17 |

- (\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前事業年度(2017年12月31日)

## 資産

- (1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (6)投資有価証券 基準価額を基に算出しております。
- (7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

## 負債

- (1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており ます。
- (7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度(2018年12月31日)

#### 資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬(5)未収投資助言報酬 (6)未収還付法人税等 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

## (9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

#### 負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

#### (6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

# (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

# 前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

|             |           |              | ( <u>丰</u> 位・11J <i>)</i> _ |
|-------------|-----------|--------------|-----------------------------|
|             | 1年以内      | 1年超<br>10年以内 | 10年超                        |
| (1)預金       | 4,986,282 | -            | -                           |
| (2)未収入金     | 606,560   | -            | -                           |
| (3)未収委託者報酬  | 464,530   | -            | -                           |
| (4)未収運用受託報酬 | 606,201   | -            | -                           |
| (5)未収投資助言報酬 | 11,221    | -            | -                           |
| (6)差入保証金    | -         | 384,874      | -                           |
| 合計          | 6,674,794 | 384,874      | -                           |

## 当事業年度(2018年12月31日)

|             |           |              | (-12 • 113/ |
|-------------|-----------|--------------|-------------|
|             | 1年以内      | 1年超<br>10年以内 | 10年超        |
| (1)預金       | 2,394,399 | -            | -           |
| (2)未収入金     | 830,023   | -            | -           |
| (3)未収委託者報酬  | 432,532   | -            | -           |
| (4)未収運用受託報酬 | 574,921   | -            | -           |
| (5)未収投資助言報酬 | 14,244    | -            | -           |
| (6)未収還付法人税等 | 160,546   | -            | -           |
| (7)短期貸付金    | 2,000,000 | -            | -           |

| (8)差入保証金 | -         | 387,318 | - |
|----------|-----------|---------|---|
| 合計       | 6,406,669 | 387,318 | - |

# (有価証券関係)

# 1. その他有価証券

# 前事業年度(2017年12月31日)

(単位:千円)

|                          |       |                        | ( + 14 + 113 / |
|--------------------------|-------|------------------------|----------------|
|                          | 取得原価  | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額 | 差額             |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えるもの  |       |                        |                |
| 株式                       | -     | -                      | -              |
| 債券                       | -     | -                      | -              |
| その他                      | 2,385 | 3,488                  | 1,102          |
| 小計                       | 2,385 | 3,488                  | 1,102          |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えないもの |       |                        |                |
| 株式                       | -     | -                      | -              |
| 債券                       | -     | -                      | -              |
| その他                      | 200   | 198                    | 1              |
| 小計                       | 200   | 198                    | 1              |
| 合計                       | 2,585 | 3,686                  | 1,100          |

# 当事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

|                          |       |                                | (十四・ココノ |
|--------------------------|-------|--------------------------------|---------|
|                          | 取得原価  | <br>  貸借対照表日における<br>  貸借対照表計上額 | 差額      |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えるもの  |       |                                |         |
| 株式                       | -     | -                              | -       |
| 債券                       | -     | -                              | -       |
| その他                      | 2,385 | 3,238                          | 853     |
| 小計                       | 2,385 | 3,238                          | 853     |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えないもの |       |                                |         |
| 株式                       | -     | -                              | -       |
| 債券                       | -     | -                              | -       |
| その他                      | 2,200 | 1,858                          | 341     |
| 小計                       | 2,200 | 1,858                          | 341     |
| 合計                       | 4,585 | 5,097                          | 511     |

# 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。 当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

#### (退職給付関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)・ 前事業年度<br/>(2017年12月31日)退職給付引当金の期首残高514,466退職給付費用131,908退職給付の支払額51,987その他の未払金への振替額5,295退職給付引当金の期末残高589,090

#### (2)退職給付に関連する損益

|                |     | (単1          | 位:千円)_  |
|----------------|-----|--------------|---------|
|                | , 4 | 前事業年度        |         |
|                |     | 2017年4月1日    |         |
|                | 至   | 2017年12月31日) |         |
| 簡便法で計算した退職給付費用 |     |              | 131,908 |

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)において、28,407千円であります。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

# 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              | (単位:千円)_      |
|--------------|---------------|
|              | 当事業年度         |
|              | (2018年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 589,090       |
| 退職給付費用       | 131,621       |
| 退職給付の支払額     | 65,538        |
| その他の未払金への振替額 | 2,540         |

退職給付引当金の期末残高 652,632

## (2)退職給付に関連する損益

(単位:千円)

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

簡便法で計算した退職給付費用

131,621

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)において、38,655千円であります。

#### (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2017年12月31日) (2018年12月31日) 繰延税金資産 (1)流動資産 賞与引当金 357,596 348,890 未払費用 22,052 24,096 未払退職金 1,634 777 90,959 株式報酬費用 92,535 その他 42,019 19,866 計 514,261 486,167 (2)固定資産 退職給付引当金 180,379 199,836 役員退職給付引当金 26,473 30,308 資産除去債務 25,220 25,177 計 232,073 255,321 繰延税金資産小計 746,334 741,489 525,595 評価性引当額 741,489 繰延税金資産合計 220,738 繰延税金負債 (1)固定負債 資産除去債務 3,918 2,850 337 その他有価証券評価差額金 156 繰延税金負債合計 4,255 3,006 繰延税金資産(負債)の純額 216,482 3,006

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

## 前事業年度(2017年12月31日)

| (調整)<br>交際費等永久に損金に算入されない項目<br>住民税均等割等<br>評価性引当額の増減額<br>その他 | 0.7%<br>0.5%<br>57.3%<br>2.6% |
|--|-------------------------------|
|  | 86.7%                         |

# 当事業年度(2018年12月31日)

| 法定実効税率<br>(調整)   | 30.8%                                   |
|--|---|
| (調整)<br>交際費等永久に損金に算入されない項目<br>住民税均等割等<br>評価性引当額の増減額<br>税率変更による影響額<br>その他 | 53.7%<br>1.7%<br>100.5%<br>2.7%<br>1.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 191.2%                                  |

## 3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

# 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正はありません。

# 当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正はありません。

#### (資産除去債務関係)

#### 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算して おります。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

|            |    |              |    | (十四・ココノ      |
|------------|----|--------------|----|--------------|
|            |    | 前事業年度        |    | 当事業年度        |
|            | (自 | 2017年4月1日    | (自 | 2018年1月1日    |
|            | 至  | 2017年12月31日) | 至  | 2018年12月31日) |
| 当期首残高      |    | 82,470       |    | 82,365       |
| 時の経過による調整額 |    | 105          |    | 139          |
| 当期末残高      |    | 82,365       |    | 82,225       |

# (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

# 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 地域ごとの情報

#### (1)営業収益

(単位:千円)

|           |           |         |         | ( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |  |
|-----------|-----------|---------|---------|---|--|
| 日本        | 米国        | 区欠州     | その他     | 合計                                      |  |
| 1,204,914 | 2,927,206 | 722,570 | 137,878 | 4,992,569                               |  |

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であ
- り、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

# (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 主要な顧客ごとの情報

#### (1) その他営業収益

(単位:千円)

| 顧客の氏名又は名称                               | その他営業収益   | 関連するセグメント名 |
|---|-----------|------------|
| Invesco Advisers, Inc.                  | 1,948,783 | 投信投資顧問業    |
| Invesco Senior Secured Management, Inc. | 783,585   | 投信投資顧問業    |

## (2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

#### (3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### (4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### 当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 地域ごとの情報

#### (1)営業収益

(単位:千円)

| 日本        | 米国        | 区欠州       | その他     | 合計        |  |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|--|
| 1,652,677 | 3,338,360 | 1,122,760 | 151,311 | 6,265,110 |  |

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であ
- り、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 主要な顧客ごとの情報

## (1) その他営業収益

| 顧客の氏名又は名称 | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------|---------|------------|
|-----------|---------|------------|

| Invesco Advisers, Inc.                  | 1,872,703 | 投信投資顧問業 |
|---|-----------|---------|
| Invesco Senior Secured Management, Inc. | 1,021,034 | 投信投資顧問業 |

#### (2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

#### (3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### (4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日) 前事業年度においては、開示すべき重要な親会社及び主要株主等との取引はありません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名           | 所在地   | 資本金又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------------|---|--------------|---------------|-------------------------------|---------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | Holdings<br>Company Ltd. | Perpetual<br>Park,<br>Perpetual Park<br>Drive, Henley-<br>on-Thames,<br>Oxfordshire,<br>RG9 1HH, UK |              | 持株会社          | (被所有)<br>間接<br>100%           | 資金の貸付         | 資金の貸付 | 2,000,000    | 短期貸付金 | 2,000,000    |

- (注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

|         |                          |   | <u> </u>          |               |                               | ,               |                            |              |      |          |
|---------|--------------------------|---|-------------------|---------------|-------------------------------|-----------------|----------------------------|--------------|------|----------|
| 種類      | 会社等の名称<br>又は氏名           | 所在地   | 資本金又は<br>出資金      | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係   | 取引の内容                      | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
| 親会社の子会社 | Invesco<br>Advisers,Inc. | 1555 Peachtree<br>Street<br>Atlanta,<br>Georgia 30309,<br>USA | 1,169,065<br>千米ドル | 投資顧問業         | なし                            | 投資顧問契約の<br>再委任等 | 運用受託報酬<br>及びその他営<br>業収益の受取 | 2,099,347    | 未収入金 | 343,181  |
| 親会社の子会社 | Secured                  | 1166 Avenue of<br>the Americas<br>New York, NY<br>10036, USA  | 4,502<br>千米ドル     | 投資顧問業         | なし                            | 投資顧問契約の<br>再委任等 | その他営業収<br>益の受取             | 783,585      | 未収入金 | 89,533   |

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

| 種類      | 会社等の名称<br>又は氏名           | 所在地   | 資本金又は<br>出資金  | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合<br>(%) | 関連当事者との 関係      | 取引の内容                      | 取引金額(千円)  | 科目   | 期末残高(千円) |
|---------|--------------------------|---|---------------|---------------|-------------------------------|-----------------|----------------------------|-----------|------|----------|
| 親会社の子会社 | Invesco<br>Advisers,Inc. | 1555 Peachtree<br>Street<br>Atlanta,<br>Georgia 30309,<br>USA | 1,653,096     | 投資顧問業         | なし                            | 投資顧問契約の<br>再委任等 | 運用受託報酬<br>及びその他営<br>業収益の受取 | 2,267,772 | 未収入金 | 391,668  |
| 親会社の子会社 | Secured Management Inc   | 1166 Avenue of<br>the Americas<br>New York, NY<br>10036, USA  | 4,502<br>千米ドル | 投資顧問業         |                               | 投資顧問契約の<br>再委任等 | その他営業収<br>益の受取             | 1,021,034 | 未収入金 | 133,686  |

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。
- (注3)連結ベースの金額を記載しております。
- 2.親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

# Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自 2017年4月1<br>至 2017年12月3 <sup>-</sup> |             | (自<br>至   | 当事業年度<br>2018年1月<br>2018年12月 |             |
|--|-------------|-----------|------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額  |             | 1株当たり純資産  | 額                            |             |
|  | 160,961円88銭 |           |                              | 156,053円46銭 |
| 1株当たり当期純利益金額                                     |             | 1 株当たり当期純 | 損失金額 (                       | )           |
|  | 1,835円69銭   |           |                              | 4,898円20銭   |

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

|                                 | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2017年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年1月1日<br>至 2018年12月31日) |
|---------------------------------|---|---|
| 当期純利益又は<br>当期純損失( )(千円)         | 73,427                                  | 195,928                                 |
| 普通株式に係る当期純利益又は<br>当期純損失( ) (千円) | 73,427                                  | 195,928                                 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                | -                                       | 1                                       |
| 期中平均株式数(株)                      | 40,000                                  | 40,000                                  |

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2.中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

(単位:千円)

|           | 以 市 題 名                 | (単位:十円)   |
|-----------|-------------------------|-----------|
|           | 当中間会計期間<br>(2019年6月30日) |           |
| 科目        | 内訳                      | 金額        |
| (資産の部)    |                         |           |
| 流動資産      |                         |           |
| 預金        |                         | 2,483,351 |
| 前払費用      |                         | 61,843    |
| 未収入金      |                         | 453,660   |
| 未収委託者報酬   |                         | 401,802   |
| 未収運用受託報酬  |                         | 281,659   |
| 未収投資助言報酬  |                         | 13,779    |
| 短期貸付金     |                         | 2,500,000 |
| その他の流動資産  |                         | 664       |
| 流動資産計     |                         | 6,196,762 |
| 固定資産      |                         |           |
| 有形固定資産 1  |                         |           |
| 建物附属設備    | 90,337                  |           |
| 器具備品      | 50,257                  |           |
| 建設仮勘定     | 11,939                  |           |
| リース資産     | 494                     | 153,028   |
| 無形固定資産    |                         |           |
| ソフトウェア    | 63,340                  |           |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,353                   |           |
| 電話加入権     | 3,972                   |           |
| のれん       | 274,764                 |           |
| 顧客関連資産    | 1,472,862               | 1,820,292 |
| 投資その他の資産  |                         |           |
| 投資有価証券    | 4,152                   |           |
| 差入保証金     | 385,972                 |           |
| その他の投資    | 4,139                   | 394,263   |
| 固定資産計     |                         | 2,367,585 |
| 資産合計      |                         | 8,564,347 |
|           |                         |           |

(単位:千円)

| <u></u>                 | 1 == .                  | (単位:千円)      |
|-------------------------|-------------------------|--------------|
|                         | 当中間会計期間<br>(2019年6月30日) |              |
| <br>  科目                | 内訳                      | 5月30日)<br>金額 |
| <u> 17日</u><br>  (負債の部) | אשניו                   | 亚识           |
| 流動負債                    |                         |              |
| - <b>預り金</b>            |                         | 48,907       |
| リース債務                   |                         | 546          |
| 未払金                     |                         |              |
| │<br>│ 未払手数料            | 82,146                  |              |
| その他未払金                  | 277,881                 | 360,027      |
|                         |                         | 138,975      |
| 未払法人税等                  |                         | 36,791       |
| │<br>│ 未払消費税等 2         |                         | 56,783       |
| 賞与引当金                   |                         | 497,923      |
| その他の流動負債                |                         | 15,227       |
| 流動負債計                   |                         | 1,155,182    |
| 固定負債                    |                         |              |
| 長期預り金                   |                         | 117,535      |
| 退職給付引当金                 |                         | 676,636      |
| 役員退職慰労引当金               |                         | 105,244      |
| 資産除去債務                  |                         | 82,155       |
| 繰延税金負債                  |                         | 2,581        |
| 固定負債計                   |                         | 984,153      |
| 負債合計                    |                         | 2,139,335    |
| (純資産の部)                 |                         |              |
| 株主資本                    |                         |              |
| 資本金                     |                         | 4,000,000    |
| 資本剰余金                   |                         |              |
| 資本準備金                   | 1,406,953               | 1,406,953    |
| 資本剰余金合計                 |                         | 1,406,953    |
| 利益剰余金                   |                         |              |
| その他利益剰余金                |                         |              |
| 繰越利益剰余金                 | 1,017,455               | 1,017,455    |
| 利益剰余金合計                 |                         | 1,017,455    |
| 株主資本合計                  |                         | 6,424,409    |
| 評価・換算差額等                |                         | 222          |
| その他有価証券評価差額金            |                         | 602          |
| 評価・換算差額等合計              |                         | 602          |
| 純資産合計<br>               |                         | 6,425,012    |
| 負債・純資産合計<br>            |                         | 8,564,347    |
|                         |                         |              |

#### (2)中間損益計算書

(単位:千円)

|              | 当中間会計期間       |
|--------------|---------------|
|              | (自 2019年1月1日  |
|              | 至 2019年6月30日) |
| 科目           | 金額            |
| 営業収益         |               |
| 委託者報酬        | 1,103,878     |
| 運用受託報酬       | 1,724,463     |
| 投資助言報酬       | 35,020        |
| その他営業収益      | 1,481,262     |
| 営業収益計        | 4,344,625     |
| 営業費用         |               |
| 支払手数料        | 375,472       |
| その他営業費用      | 695,766       |
| 営業費用計        | 1,071,239     |
| 一般管理費 1      | 3,113,264     |
| 営業利益         | 160,121       |
| 営業外収益 2      | 18,529        |
| 営業外費用        | 398           |
| 経常利益         | 178,252       |
| 税引前中間純利益     | 178,252       |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,900         |
| 過年度法人税等      | 5,739         |
| 法人税等調整額      | 534           |
| 法人税等計        | 4,373         |
| 中間純利益        | 182,625       |
|              |               |

## [注記事項]

#### (重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

#### 2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得 した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

## (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

#### (2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

#### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支 給額を計上しております。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換 算差損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

#### (中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)当中間会計期間末<br/>(2019年6月30日)有形固定資産の減価償却累計額380,878

#### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未払消費税等」として表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

|        | (単位:千円)_      |
|--------|---------------|
|        | 当中間会計期間       |
|        | (自 2019年1月1日  |
|        | 至 2019年6月30日) |
| 有形固定資産 | 19,192        |
| 無形固定資産 | 87,379        |

2 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

|      | (単位:千円)       |
|------|---------------|
|      | 当中間会計期間       |
|      | (自 2019年1月1日  |
|      | 至 2019年6月30日) |
| 受取利息 | 18,388        |

# (リース取引関係)

## 1.オペレーティング・リース取引

#### (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

|      | 当中間会計期間末<br>(2019年6月30日) |
|------|--------------------------|
| 1年以内 | 249,762                  |
| 1年超  | 291,389                  |
| 合計   | 541,151                  |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

#### (金融商品関係)

# 1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

#### 当中間会計期間末(2019年6月30日)

(単位:千円)

|             |           | •               | (+12.11) |  |
|-------------|-----------|-----------------|----------|--|
|             | 中間貸借対照表   | r. (* )         | 差額       |  |
|             | 計上額(*)    | 時価(*)<br>計上額(*) |          |  |
| (1)預金       | 2,483,351 | 2,483,351       | -        |  |
| (2)未収入金     | 453,660   | 453,660         | -        |  |
| (3)未収委託者報酬  | 401,802   | 401,802         | -        |  |
| (4)未収運用受託報酬 | 281,659   | 281,659         | -        |  |
| (5)未収投資助言報酬 | 13,779    | 13,779          | -        |  |
| (6)短期貸付金    | 2,500,000 | 2,500,000       | -        |  |
| (7)投資有価証券   |           |                 |          |  |
| その他有価証券     | 4,152     | 4,152           | -        |  |
| (8)差入保証金    | 385,972   | 387,241         | 1,268    |  |
| 資産計         | 6,524,379 | 6,525,648       | 1,268    |  |
| (1)預り金      | (48,907)  | (48,907)        | -        |  |
| (2)未払手数料    | (82,146)  | (82,146)        | -        |  |
| (3)その他未払金   | (277,881) | (277,881)       | -        |  |
| (4)未払費用     | (138,975) | (138,975)       | -        |  |
| (5)未払法人税等   | (36,791)  | (36,791)        | -        |  |
|             |           |                 |          |  |

EDINET提出書類 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| (6)未払消費税等 | (56,783)  | (56,783)  | -   |
|-----------|-----------|-----------|-----|
| (7)長期預り金  | (117,535) | (117,940) | 405 |
| 負債計       | (759,021) | (759,427) | 405 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

- (1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており ます。
- (7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

#### 負債

- (1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## (有価証券関係)

## その他有価証券

当中間会計期間末(2019年6月30日)

| 区分                         | 取得原価  | 中間貸借対照表<br>計上額 | 差額   |
|----------------------------|-------|----------------|------|
|                            | (千円)  | (千円)           | (千円) |
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  |       |                |      |
| 株式                         | -     | -              | -    |
| 債券                         | -     | -              | -    |
| その他                        | 2,083 | 3,014          | 930  |
| 小計                         | 2,083 | 3,014          | 930  |
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの |       |                |      |
| 株式                         | -     | -              | -    |
| 債券                         | -     | -              | -    |
| その他                        | 1,200 | 1,138          | 61   |
| 小計                         | 1,200 | 1,138          | 61   |
| 合計                         | 3,283 | 4,152          | 869  |

#### (資産除去債務関係)

#### 資産除去債務の総額の増減

| IN CASE OF THE BANK OF THE WAY | (単位:千円)                                  |
|--------------------------------|--|
|                                | 当中間会計期間<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年6月30日) |
| 当期首残高                          | 82,225                                   |
| 時の経過による調整額                     | 69                                       |
| 当中間会計期間末残高                     | 82,155                                   |

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

#### 製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

(単位:千円)

|           |           |         |        | <u> </u>  |
|-----------|-----------|---------|--------|-----------|
| 日本        | 米国        | 区欠州     | その他    | 合計        |
| 1,285,982 | 1,252,244 | 608,905 | 93,614 | 3,240,746 |

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であ
- り、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 主要な顧客ごとの情報

### (1) その他営業収益

(単位:千円)

| 顧客の氏名又は名称              | その他営業収益 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|---------|------------|
| Invesco Advisers, Inc. | 806,186 | 投資運用業      |

#### (2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

#### (3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### (4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 当中間会計期間末<br>(2019年6月30日) |
|--------------|--------------------------|
| (1)1株当たり純資産額 | 160,625円30銭              |

|                   | 当中間会計期間<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年6月30日) |
|-------------------|--|
| (2)1株当たり中間純利益金額   | 4,565円64銭                                |
| (算定上の基礎)          |  |
| 中間純利益金額 (千円)      | 182,625                                  |
| 普通株式に係る中間純利益 (千円) | 182,625                                  |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | -  |
| 普通株式の期中平均株式数(株)   | 40,000                                   |

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

| 金融商品取引法で禁止<br>されている、利害関係<br>人との取引行為 | a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。                 |
|-------------------------------------|--|
|                                     | b.運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用<br>を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を<br>害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが<br>ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。                    |
|                                     | c.通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下     |
|                                     | 同じです。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 |
|                                     | d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。   |
|                                     | e . 上記 c . および d . に掲げるもののほか、委託会社の親法<br>人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保<br>護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取<br>引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令           |

# 5【その他】

| 定款の変更等     | 定款の変更は、株主総会の決議が必要です。         |
|------------|------------------------------|
| 訴訟事件その他重要事 | 訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与 |
| 項          | えると予想される事実はありません。            |

で定める行為。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

| 名称          | 資本金の額<br>(2019年 9 月30日現在) | 事業の内容  |
|-------------|---------------------------|--|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円                | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

# (2)販売会社

| 名称           | 資本金の額<br>(2019年9月30日現在) | 事業の内容         |
|--------------|-------------------------|---------------|
| いちよし証券株式会社   | 14,577百万円               | 「金融商品取引法」に定める |
| auカブコム証券株式会社 | 7,196百万円                | 第一種金融商品取引業を営ん |
| 株式会社SBI証券    | 48,323百万円               | <b>」でいます。</b> |
| 大和証券株式会社     | 100,000百万円              |               |
| PWM日本証券株式会社  | 3,000百万円                |               |
| 松井証券株式会社     | 11,945百万円               |               |
| 楽天証券株式会社     | 7,495百万円                |               |

# (3)投資顧問会社

| 名称                          | 資本金の額<br>(2019年12月31日現在)         | 事業の内容   |
|-----------------------------|----------------------------------|---|
| インベスコ・アセット・<br>マネジメント・リミテッド | 136,037,142英ポンド<br>(約19,518百万円 ) | 英国籍の会社であり、内外の<br>有価証券などにかかる投資顧<br>問業務および当該業務に付帯<br>するその他一切の業務を営ん<br>でいます。 |

英ポンドの円換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=143.48円)によります。

# 2【関係業務の概要】

| 受託会社      | ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算な          |
|-----------|--|
|           | どを行います。                                |
|           | 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信          |
|           | 託受託会社に委託することができます。                     |
| 再信託受託会社の概 |  |
| 要         | 名称 資産管理サービス信託銀行株式会社                    |
|           | 資本金 50,000百万円(2019年9月30日現在)            |
|           | 事業の内 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関            |
|           | ││容                                    |
|           | づき信託業務を営んでいます。                         |
|           | 再 信 託 の 原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の         |
|           | ││目的  │管理)を、原信託受託会社から再信託受託会社│          |
|           | (資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託す                 |
|           | ┃        るため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ ┃      |
|           | 移管することを目的とします。                         |
|           |  |
| 販売会社      | ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行          |
|           | い、投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目          |
|           | 論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償          |
|           | 還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行いま           |
|           | す。                                     |
|           | *ただし、ファンドは2020年 2 月17日をもって継続募集を終了しているた |
|           | め、本書提出日現在において、受益権の募集・販売の取り扱い、および       |
|           | 投資信託説明書(交付目論見書)・投資信託説明書(請求目論見書)の       |
|           | 交付にかかる業務は行っておりません。                     |
| 投資顧問会社    | 委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・          |
|           | 発注などを行います。                             |

# 3【資本関係】

| 受託会社   | 該当事項はありません。 |
|--------|-------------|
| 販売会社   | 該当事項はありません。 |
| 投資顧問会社 | 該当事項はありません。 |

# 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

| 提出年月日        | 提出書類          |
|--------------|---------------|
| 2019年 2 月14日 | 有価証券報告書       |
| 2019年 2 月14日 | 有価証券届出書       |
| 2019年 8 月15日 | 半期報告書         |
| 2019年 8 月15日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年 1 月22日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州エクイティファンドの2018年11月20日から2019年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 欧州エクイティファンドの2019年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2019年9月5日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(2019年1月1日から2019年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年1月1日から2019年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
  - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。